

大分県産業廃棄物税に関する 検討結果報告書

令和元年 1 1 月

産業廃棄物税に関する検討会

目 次

はじめに

第 1	産業廃棄物税導入の経緯	
1	法定外目的税の創設	1
2	九州地方知事会と本県での検討	1
第 2	産業廃棄物税の現状	
1	産業廃棄物税の役割	2
2	産業廃棄物税の仕組み	2
3	税収等の推移	5
第 3	産業廃棄物税の導入効果の検証	
1	統計データによる検証	7
2	排出事業者意識調査の結果による検証	11
3	税活用事業の実績及び施策効果	16
第 4	産業廃棄物をめぐる課題	
1	廃プラスチックの適正処理	20
2	食品ロスの削減	21
3	県外で発生した産業廃棄物の搬入量の増加等	22
第 5	今後の方向性	
1	税制度の方向性	24
2	税活用事業の方向性	25
第 6	まとめ	32
資 料		
1	排出事業者への意識調査の実施結果について	33
2	全国の産業廃棄物税の導入状況	57
3	産業廃棄物税に関する検討会設置要綱及び検討状況	59

はじめに

大分県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、「大分県産業廃棄物税条例」（平成16年6月25日大分県条例第38号。以下「条例」という。）を平成17年4月から施行しており、その税収については、「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした事業に活用されている。

条例では、施行後5年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとされている。これに基づき、平成26年度に条例施行後2回目の検討を行い、検討の結果、産業廃棄物税制度を継続し、さらに5年後を目途として、同様の検討を行うこととしたところであるが、この5年間において、産業廃棄物を取り巻く社会経済情勢は大きく変化している。

まず、平成27年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と、その17の目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が進められているが、SDGsにおいては、生産・サプライチェーンにおける食品ロスの減少や海洋ごみの大幅削減がターゲットとして掲げられた。

また、海洋ごみについては、本年6月に開催されたG20大阪サミットで、海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が合意されたところである。

さらに、平成29年末からアジアの国々で廃プラスチックの輸入・利用規制が厳格化され、国内の一部の地域において廃プラスチックの処理が滞るなどの問題が生じるとともに、国内外において、廃プラスチックへの対応が喫緊の課題となっている。

他方、国内では、少子高齢化・人口減少社会の到来による様々な社会課題を、第4次産業革命がもたらすAI、IoT、ロボットといった先端技術により解決しようという動き（Society5.0）があり、循環型社会の形成に向けて、このような技術を積極的に活用することも期待される。

このような社会経済情勢の変化を踏まえ、「大分県産業廃棄物税に関する検討会」において、産業廃棄物税の今後のあり方について検討を行った。

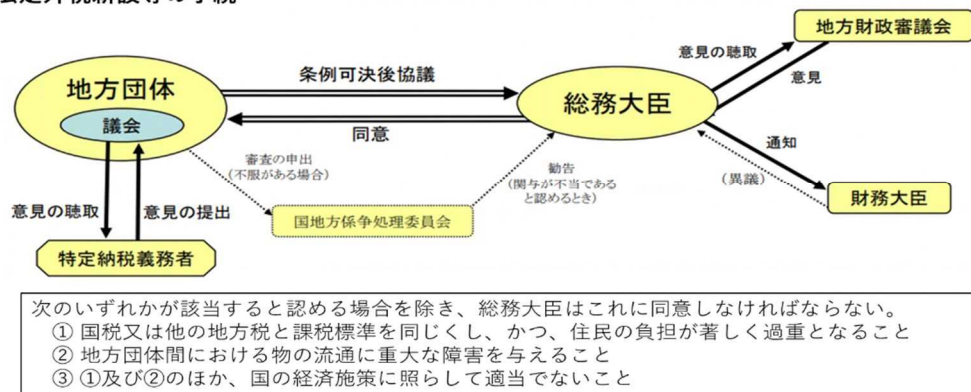
第 1 産業廃棄物税導入の経緯

1 法定外目的税の創設

法定外税は、地方団体が地方税法に定める税目以外に、条例により自主的に税制度の創設を行うことが可能な制度である。

平成 12 年 4 月の地方分権一括法による地方税法の改正により、地方団体の課税自主権を尊重する観点から、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され、同意を要する協議制へ移行された。また、住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から、法定外目的税を創設することができるとされた。

法定外税新設等の手続



(出典：総務省資料)

2 九州地方知事会と本県での検討

九州地方知事会では、平成 12 年 7 月に「地方税制調査研究会」を設置し、産業廃棄物を取り巻く課題が、広域的な課題であるとの共通認識のもと、中間処理段階や埋立段階など多段階で課税する場合に、納税者の過重な税負担の発生の問題等を回避できる調整システムについて検討を行った。研究を重ねた結果、平成 16 年 3 月に、焼却と埋立に着目した広域的に導入可能な税制についての共同案「産業廃棄物税の導入について」をとりまとめ、これを基に各県が税制の導入に向け取組み、平成 17 年 4 月から一斉導入（沖縄県は平成 18 年 4 月から導入）することとなった。

大分県では、九州地方知事会の動きと並行し、平成 14 年 7 月に大分県産業廃棄物税研究会を立ち上げ検討を重ねた後に、平成 15 年 10 月には「大分県産業廃棄物税制懇話会」を設置し、税制の政策効果、使途、及び仕組みなどについて幅広い見地から議論を重ね、平成 16 年 2 月に意見報告書を取りまとめた。

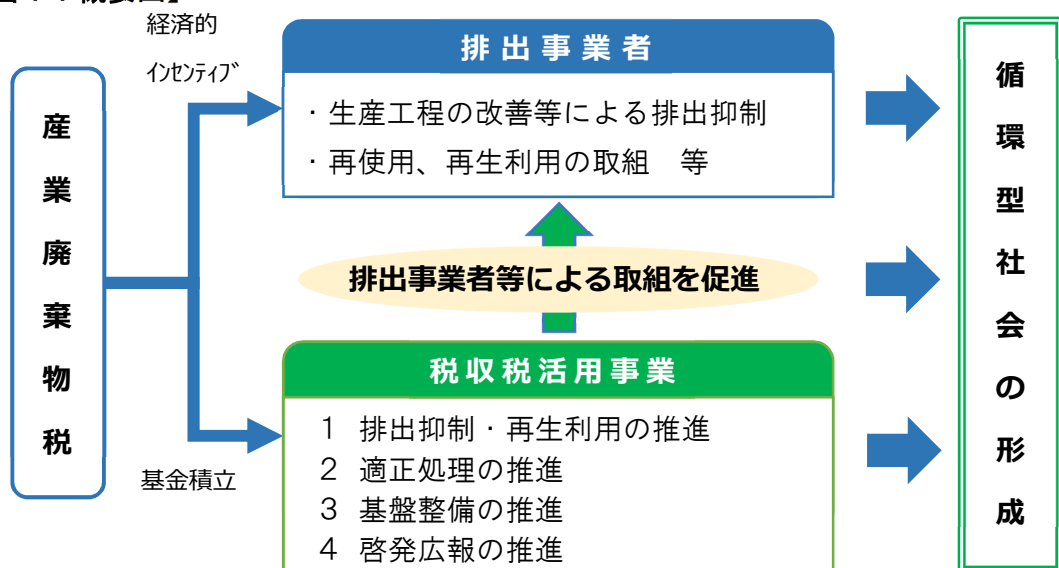
この報告書を踏まえ、事業者等への説明会や意見聴取等を経て、平成 16 年 6 月に条例を制定し、平成 17 年 4 月から施行した。

第2 産業廃棄物税の現状

1 産業廃棄物税の役割

産業廃棄物税は、税の導入により排出事業者が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を促すとともに、税収を「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした施策に活用することにより、循環型社会の形成に向けた取組を一層促進させる役割を担っている。

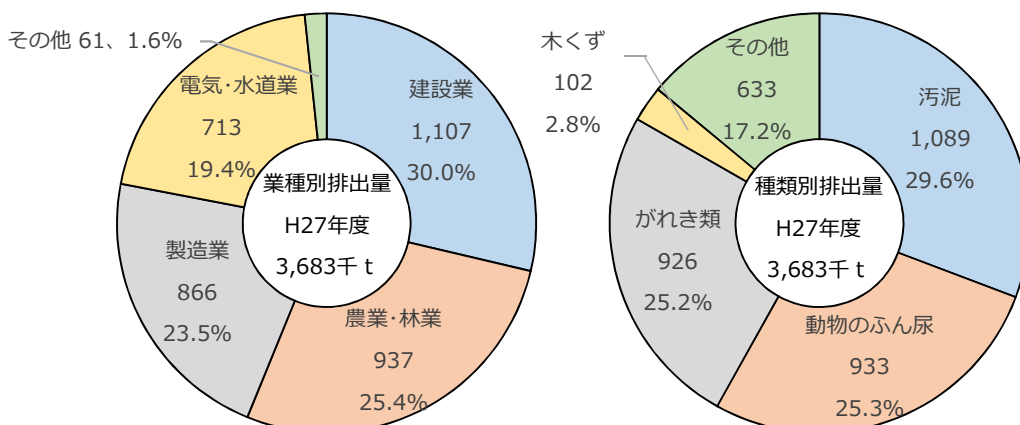
【図1：概要図】



2 産業廃棄物税の仕組み

産業廃棄物税は、県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者が納税義務者となる。ただし、排出事業者が処理業者に委託して県内の焼却施設や最終処分場で産業廃棄物を処理する場合は、焼却処理を行う中間処理業者または最終処分業者が、産業廃棄物の処理料金とあわせて排出事業者等から税を預かり、県に納める方式（特別徴収方式）をとっている。

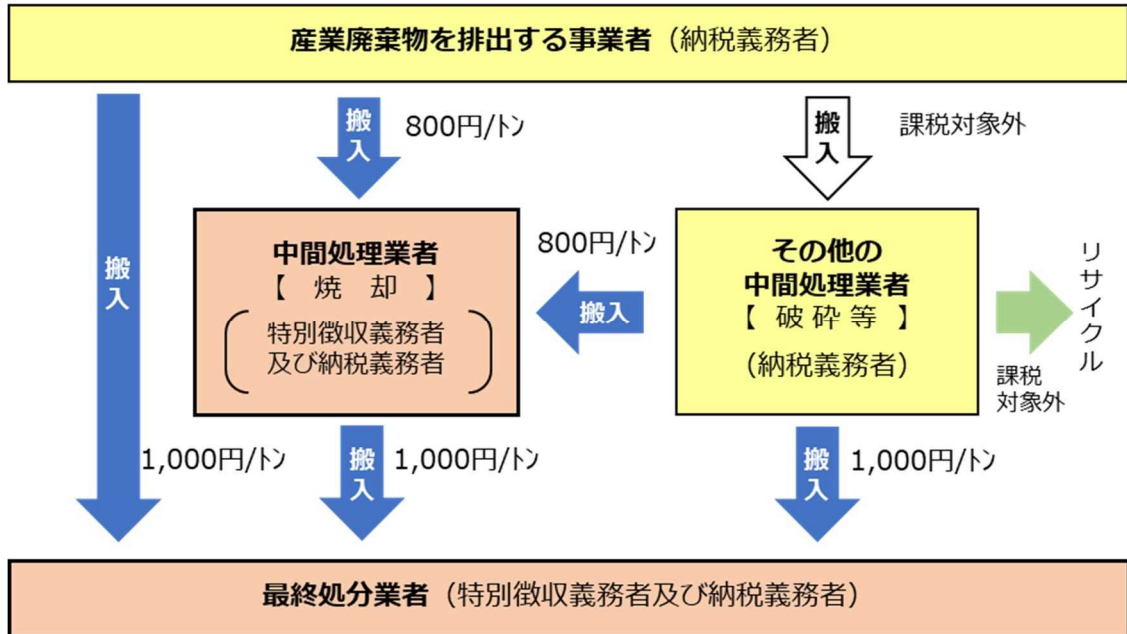
【参考】産業廃棄物の排出の状況（業種別・種類別）



産業廃棄物税の課税の仕組みは、次の図2のとおりである。

【図2：課税概要図】

※数値は税率



【条例の概要】

項目	内容
納税義務者	県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者
課税客体	県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	焼却施設への搬入 1トンにつき 800円 最終処分場への搬入 1トンにつき 1,000円
徴収の方法	特別徴収（自己処理の場合は申告納付とする）

項 目	内 容	
申告納入 (納付)期限	申告対象期間	申告納入(納付)期限
	1月1日～ 3月31日【Ⅰ期】	4月末日
	4月1日～ 6月30日【Ⅱ期】	7月末日
	7月1日～ 9月30日【Ⅲ期】	10月末日
	10月1日～12月31日【Ⅳ期】	翌年の1月末日
課税免除	<p>次に掲げる産業廃棄物の搬入に対しては、産業廃棄物税を課さない。</p> <p>1 再生利用、熱回収など産業廃棄物の有効利用が行われているものとして規則で定める焼却施設への搬入</p> <p>① 事業者が、産業廃棄物を原料又は燃料として、焼却処理の過程を通じて製品を製造する焼却施設 (大分県産業廃棄物税条例施行規則第3条第1項第1号)</p> <p>② 事業者が、産業廃棄物に含まれる有用物を、自らの製品の製造の工程において利用するため、焼却処理を通じて回収する焼却施設 (同第2号)</p> <p>③ 事業者が、その排出する産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収して得られるエネルギーを、製品の製造の工程に供給する焼却施設 (同第3号)</p> <p>④ 事業者が、産業廃棄物を焼却する際に発生する熱を回収することにより発電を行い、発生した余剰電力を売却する焼却施設 (同第4号)</p> <p>2 公益上その他の事由により課税が不相当として知事が認める搬入</p> <p>① 災害(震災、風水害、火災類等)を受けた施設等の取り壊し工事により生じた産業廃棄物の搬入</p> <p>② 牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき焼却処理が義務づけられている牛の特定部位(脳、せき髄、頭部等)の搬入</p>	
課税の特例	<p>当分の間、一事業者の年度における産業廃棄物(中間処理産業廃棄物で他の者から委託を受けて処分されたものを除く)の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る重量の合計が1万トンを超える場合には、その超える部分について、一定の割合で軽減したものを課税標準とする。</p>	
使 途	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進	

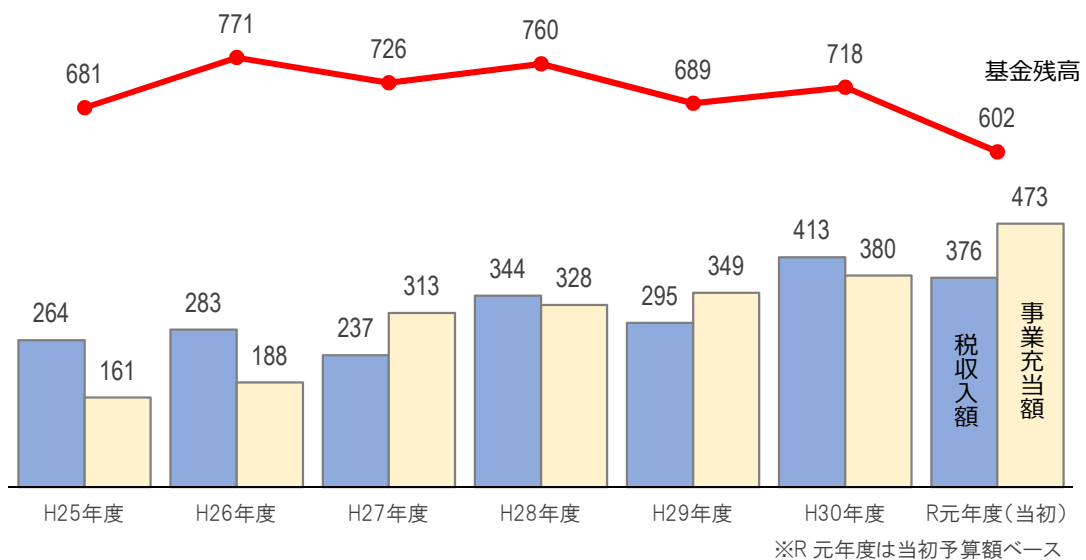
3 税収等の推移

産業廃棄物税の税収、税充当事業額及び基金残高の推移は、次の図3から図5のとおりである。

税収は前回の検討（平成26年度に実施した条例改正についての検討をいう。以下同じ。）以降3億円前後で推移していたが、平成30年度は最終処分場の拡張の影響で約4億円と増加している。税活用事業への充当状況については、前回の検討以降、新たな税活用事業が増えたため、「排出抑制・再生利用の推進」事業を中心に充当額が増加しており、令和元年度は、平成26年度の約2.5倍となっている。このため、基金残高は減少傾向であるが、概ね7億円前後で推移している。

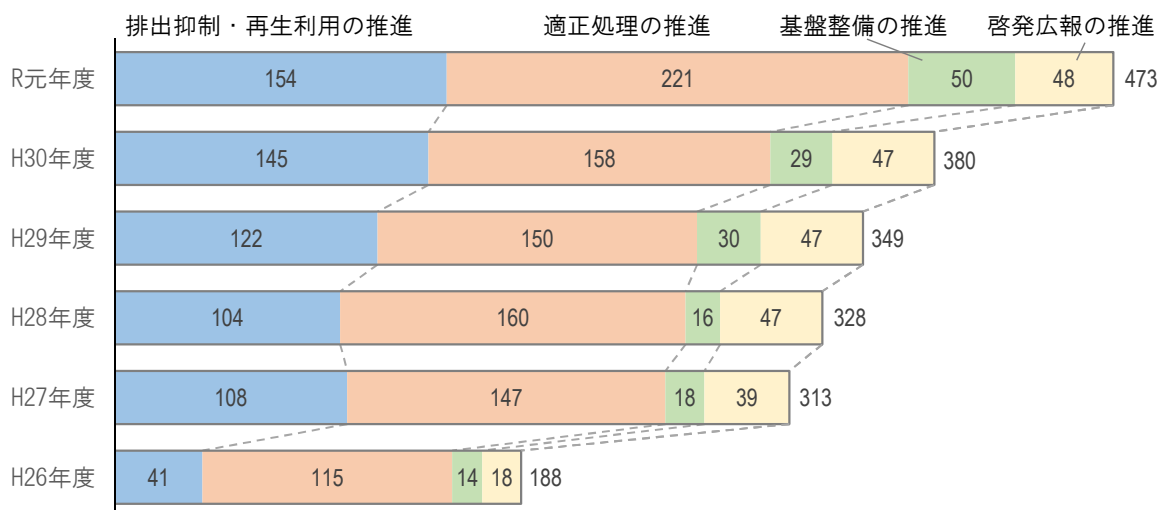
【図3：産業廃棄物税収入等の状況】

（単位：百万円）



【図4：税活用事業の状況】

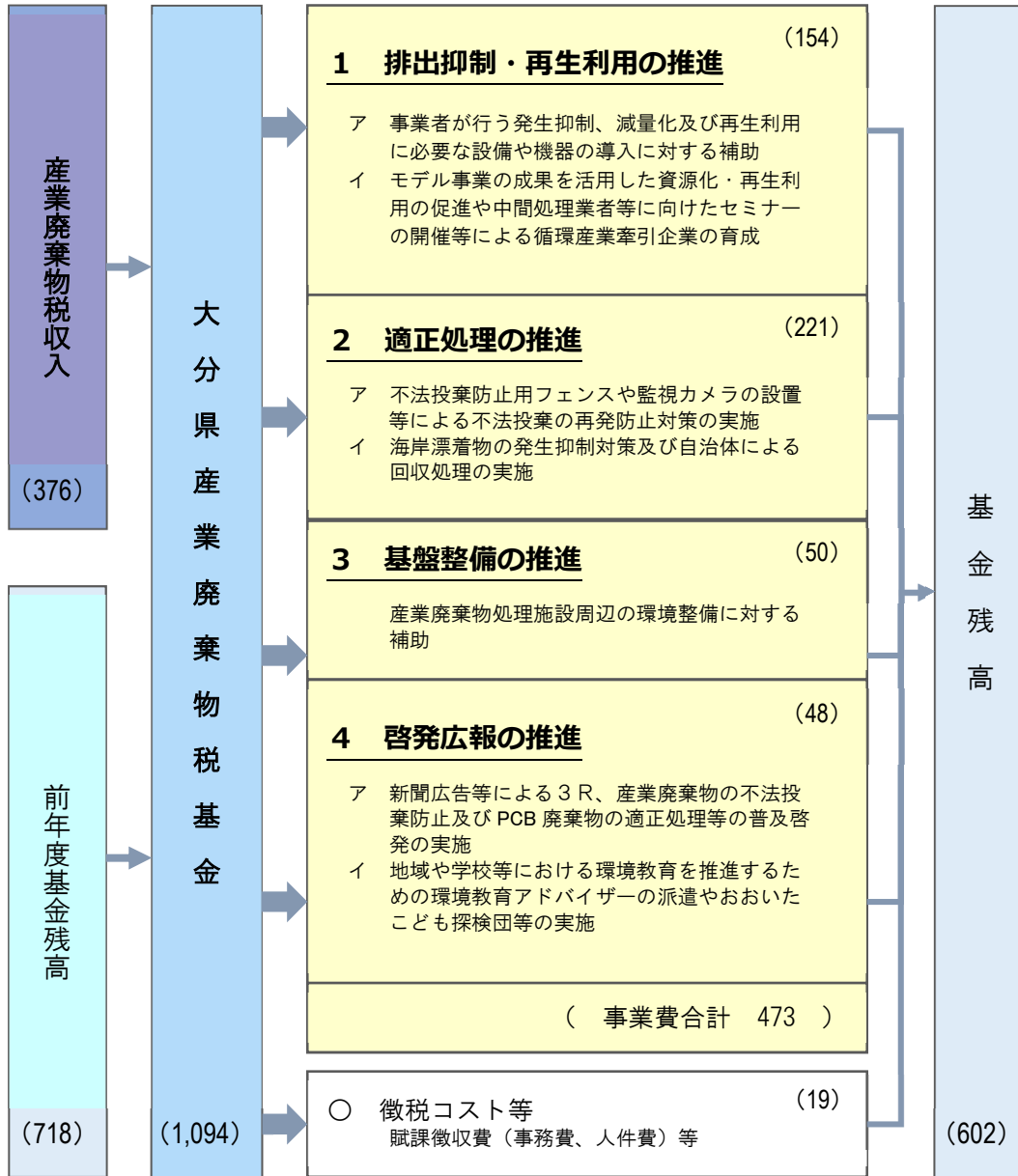
（単位：百万円）



【図5：令和元年度の税活用事業】

※括弧内の数値は補正後予算額

(単位：百万円)



第3 産業廃棄物税導入効果の検証

1 統計データによる検証

(1) 産業廃棄物の排出量等の推移

産業廃棄物の排出量、再生利用量、再生利用率及び最終処分量の推移は、図6のとおりである。

また、産業廃棄物の排出量等の増減傾向について、平成12年度を100とした指数で、全国と大分県を比較したものが、次の図7である。

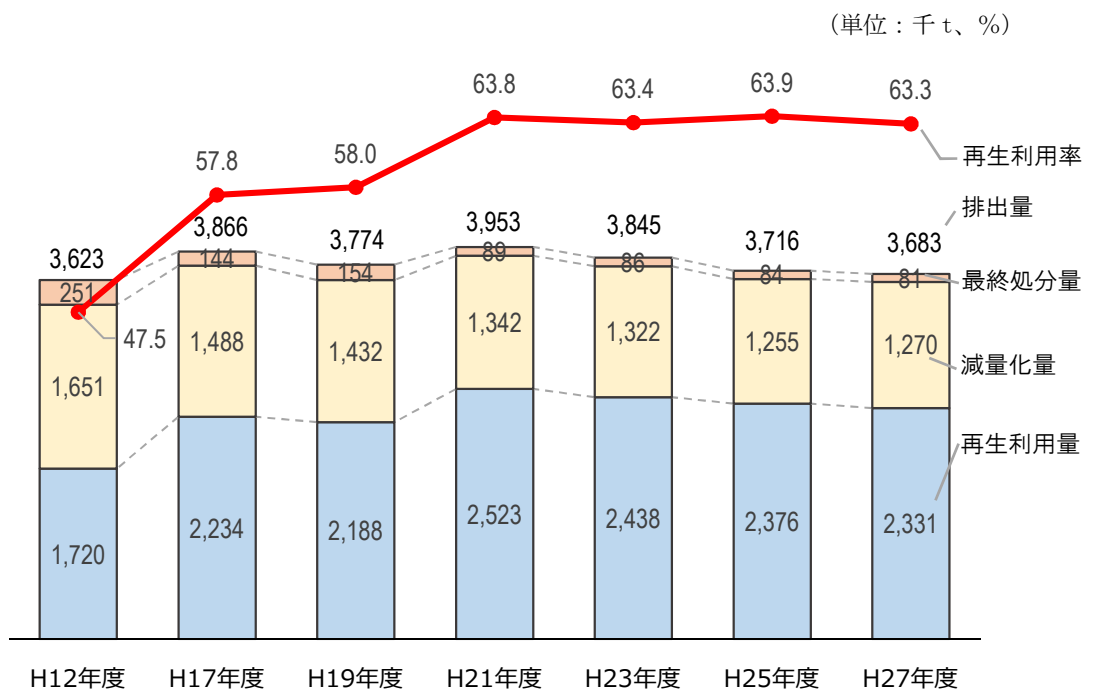
なお、令和元年10月現在、27道府県が産業廃棄物税を導入している。

県内の産業廃棄物の排出量は、排出事業者の経済活動等の影響を受けていると考えられるが、平成12年度（産業廃棄物税の導入前）から横ばいで推移しており、平成27年度は、平成12年度と比較して1.7%増加し3,683千トンとなっている。

県内の再生利用量は、全国を大きく上回るペースで伸びてきており、平成27年度は、平成12年度と比較して35.5%増加し、2,331千トンとなっている。県内の排出事業者等における再生利用の取組によるものと考えられるが、産業廃棄物税の導入もその一因となっていると推測される。

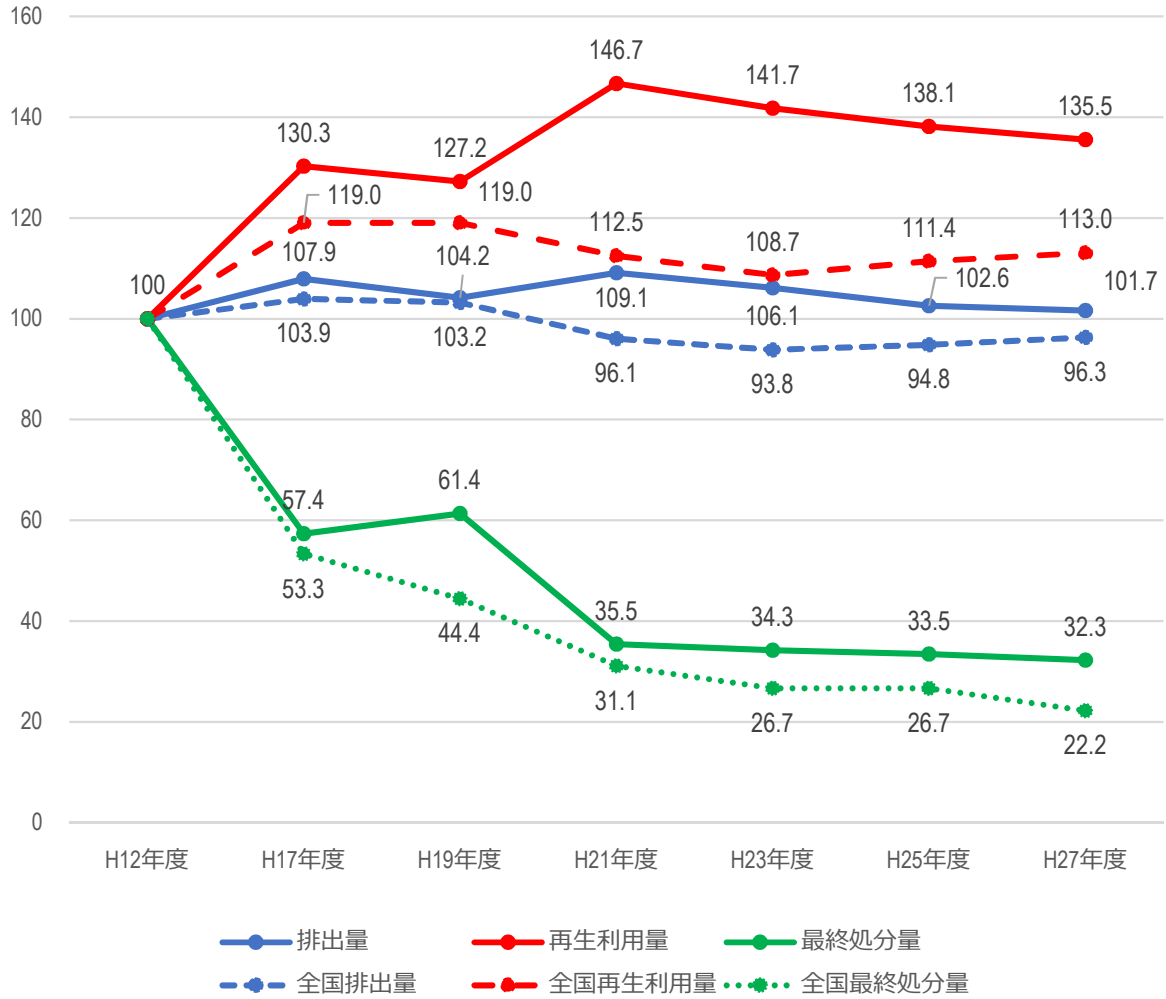
県内の最終処分量は、再生利用量の増に伴って大幅に減少してきており、平成27年度は、平成12年度と比較して67.7%減少し、81千トンとなっている。

【図6：県内の産業廃棄物排出量等の状況】



【図7：全国と大分県の産業廃棄物排出量等の比較】

(単位：%)



県外から本県に搬入された産業廃棄物の搬入量の推移は、表1のとおりである。
 中間処理目的での搬入は全体として減少傾向であるが、最終処分目的での搬入は年度により増減が大きい状況である。

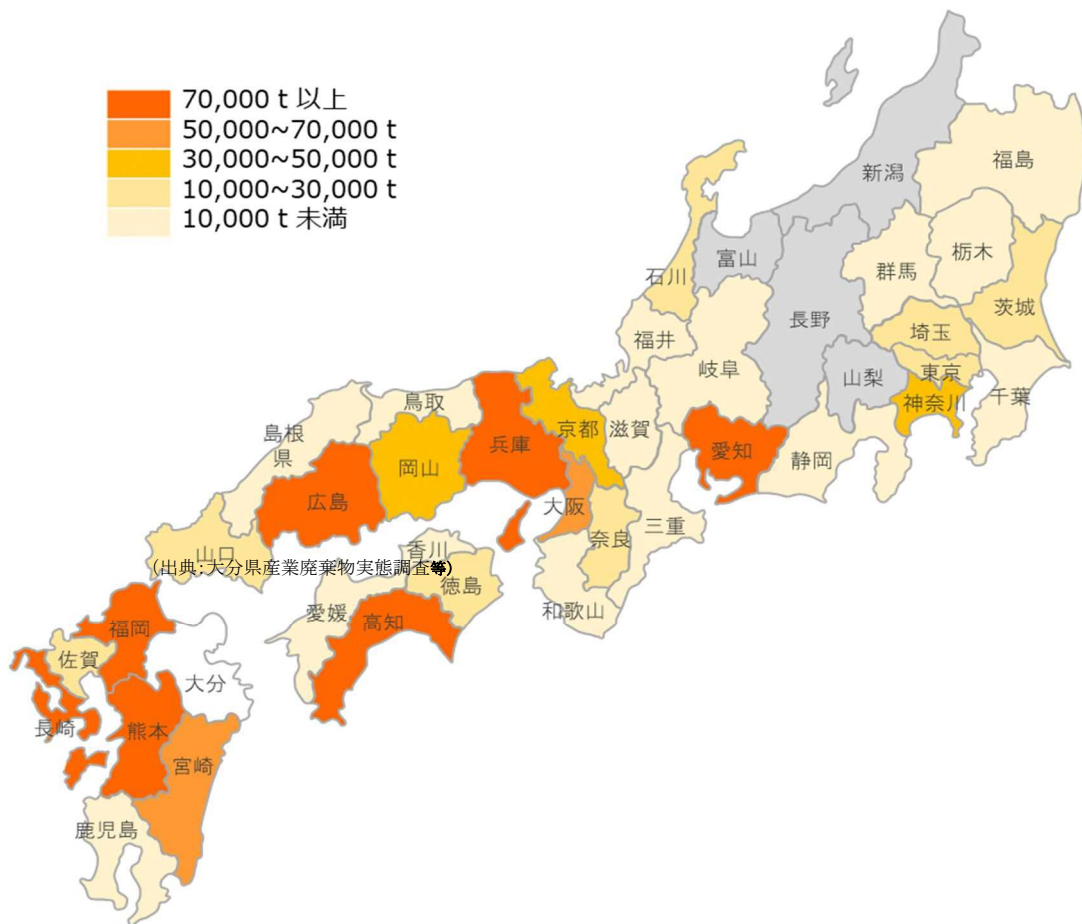
【表1：県外産業廃棄物の搬入量の推移】

(単位：千トン)

区 分	H17年度	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度	H29年度
中間処理目的	1,129	1,135	1,014	910	924	901	939
最終処分目的	144	173	71	150	177	106	179
合 計	1,273	1,309	1,086	1,060	1,101	1,007	1,119

(出典：大分県産業廃棄物実態調査等)

(参考) 平成29年度県外産業廃棄物の搬入状況



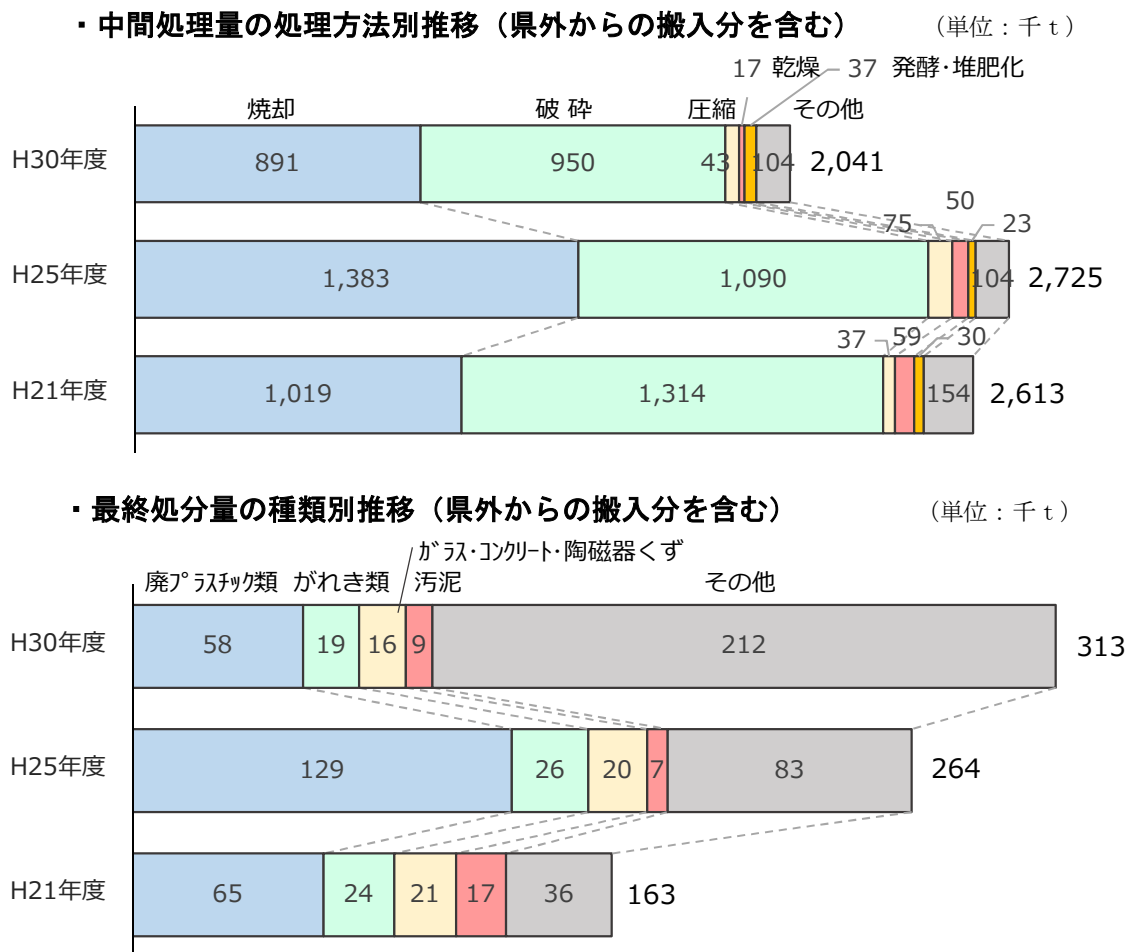
(2) 平成 30 年度の産業廃棄物処理状況

平成 30 年度産業廃棄物処理業実態調査の結果（速報値）は、図 8 のとおりである。

平成 30 年度の産業廃棄物の中間処理量は平成 25 年度から約 25.1%減少し、最終処分量は平成 25 年度から約 18.6%増加している。最終処分量の増加は、平成 30 年度に最終処分場の拡張があったことが要因の一つと考えられる。

最終処分量の内訳では、「廃プラスチック類」の処分量が大きく減少しているが、「その他」の割合は逆に大きく伸びている。これは、再資源化が困難な混合廃棄物の県外からの搬入量が増加しているためと考えられる。

【図 8：平成 30 年度産業廃棄物処理業実態調査（速報値）】



※平成 30 年度産業廃棄物処理業実態調査（速報値）は、令和元年 9 月までに調査に回答した県内の産業廃棄物処理業者の処理実績量の合計である。

2 排出事業者意識調査の結果による検証

(1) 排出事業者への意識調査の実施結果

産業廃棄物税の検討にあたり、排出抑制効果やインセンティブ効果等を検証するため、平成 29 年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している排出事業者 179 社を対象として、平成 31 年 1 月にアンケート調査を実施した。

○対象業種、事業所数、回収率等

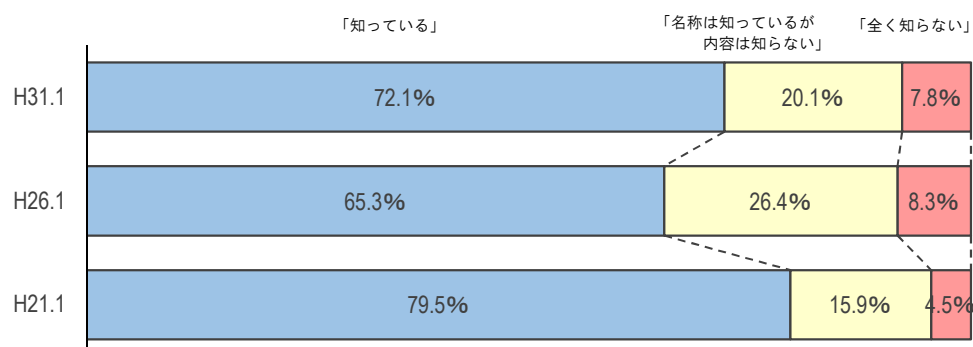
業 種	事業者数	回答者数	回答率
建 設 業	107	76	71.0%
製 造 業	45	37	82.2%
電気・水道業	14	10	71.4%
医 療 業	11	7	63.6%
サービス業	1	0	0%
採 石 業	1	0	0%
合 計	179	130	72.6%

(2) 産業廃棄物税の周知状況

産業廃棄物税制度の周知状況については、次の図 9 のとおりである。

産業廃棄物税制度を「知っている」と回答した排出事業者は約 7 割であり、前回調査（平成 26 年 1 月）から増加している。一方、「全く知らない」と回答した排出事業者は前回調査から減ったものの、「名称は知っているが内容は知らない」と回答した排出事業者と合わせると約 3 割おり、さらなる制度周知の取組が必要である。

【図 9：産業廃棄物税の周知状況】



(3) 排出抑制等への取組状況及びその動機

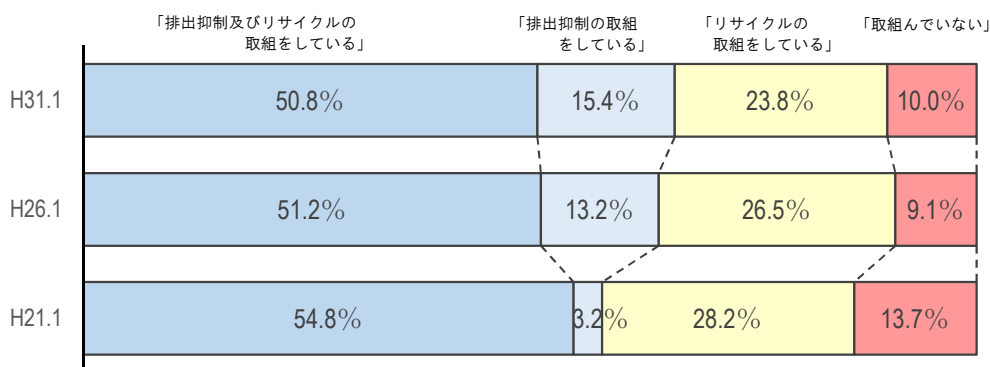
排出事業者の取組状況については、次の図 10 のとおりである。

約 9 割の排出事業者が、排出抑制やリサイクルの取組を行っている。

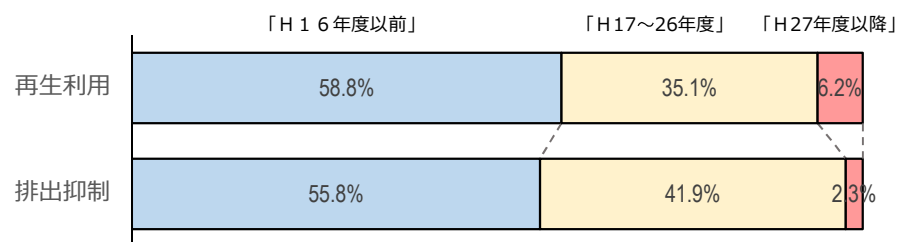
取組を開始した時期は、平成 16 年度以前が最も多いが、産業廃棄物税の導入以降に取組を開始した排出事業者は 4 割を超えている。

取組を行っている排出事業者の動機としては、「環境意識の高まり」が 73 件と最も多かった。また、「処理コスト削減」及び「産廃税導入による値上がり」といった経済面での動機が合計で 70 件あり、処理料金に転嫁されることも含め、経済的なインセンティブ効果はあると考えられる。

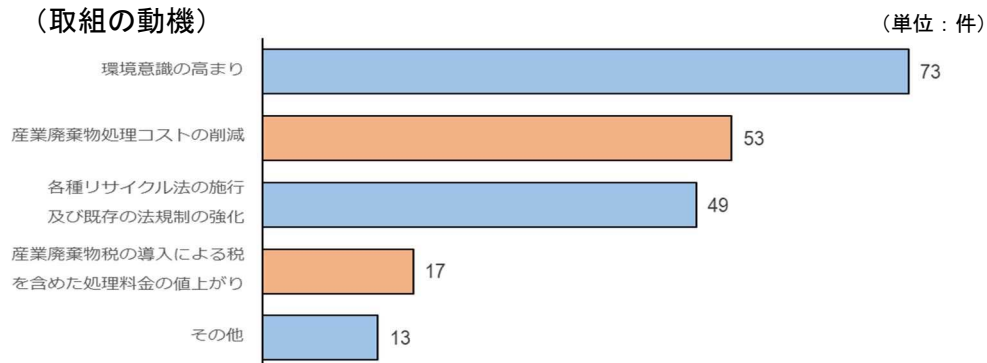
【図 10：排出事業者の取組状況】



(取組開始時期)



(取組の動機)

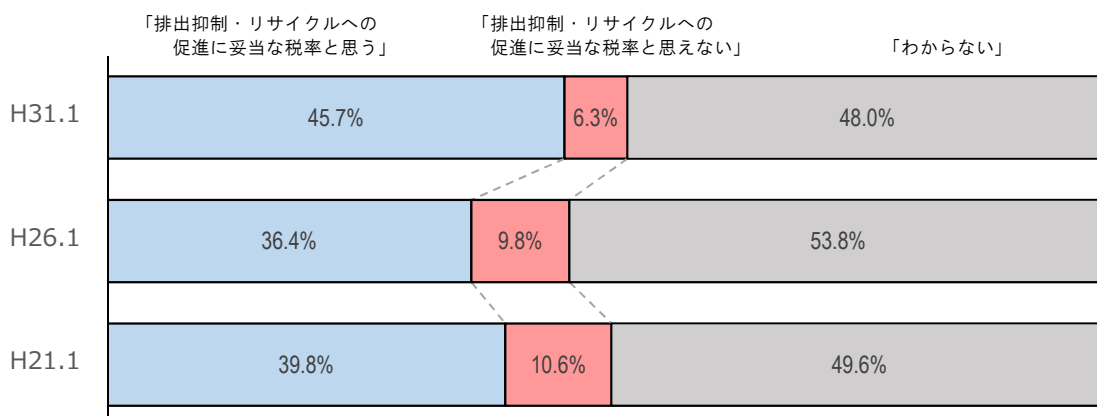


(5) 税率の妥当性

産業廃棄物税の税率が排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として妥当かについては、次の図 11 のとおりである。

4 割を超える排出事業者が「排出抑制、リサイクルへの促進に妥当な税率である」としており、「妥当な税率とは思えない」を大きく上回っている。

【図 11：税率の妥当性】

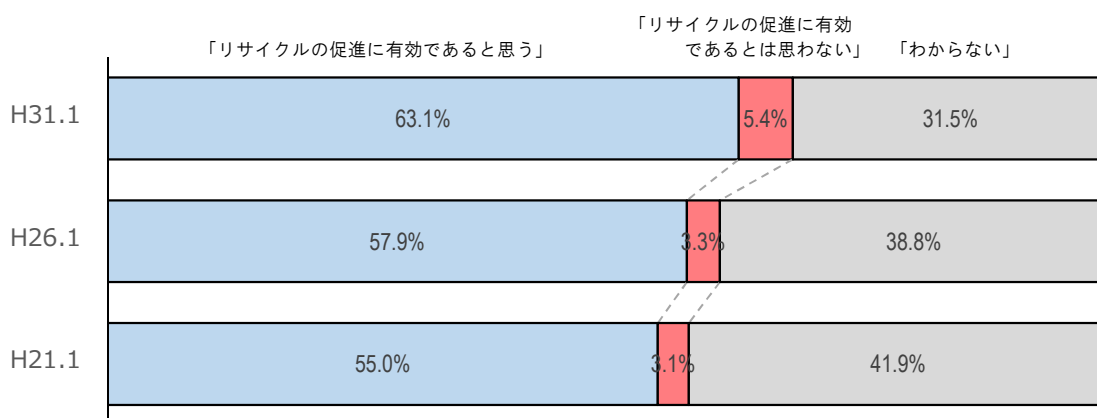


(6) 焼却処理への課税

中間処理のうち、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理への課税については、次の図 12 のとおりである。

「リサイクルの促進に有効である」の割合は年々増加し、6 割を超える排出事業者が「有効であると思う」としており、「有効であるとはおも合わない」を大きく上回っている。

【図 12：焼却への課税】

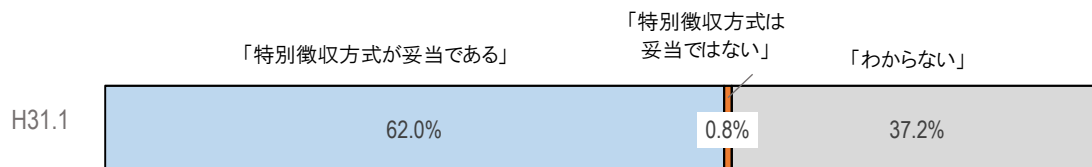


(7) 納税方法

納税方法（特別徴収方式）が妥当かについては、次の図 13 のとおりである。

6 割を超える排出事業者が「妥当である」としており、「妥当ではない」を大きく上回っていることから、本方式による納税が概ね妥当なものとして受け入れられていると考えられる。

【図 13：納税方法について】

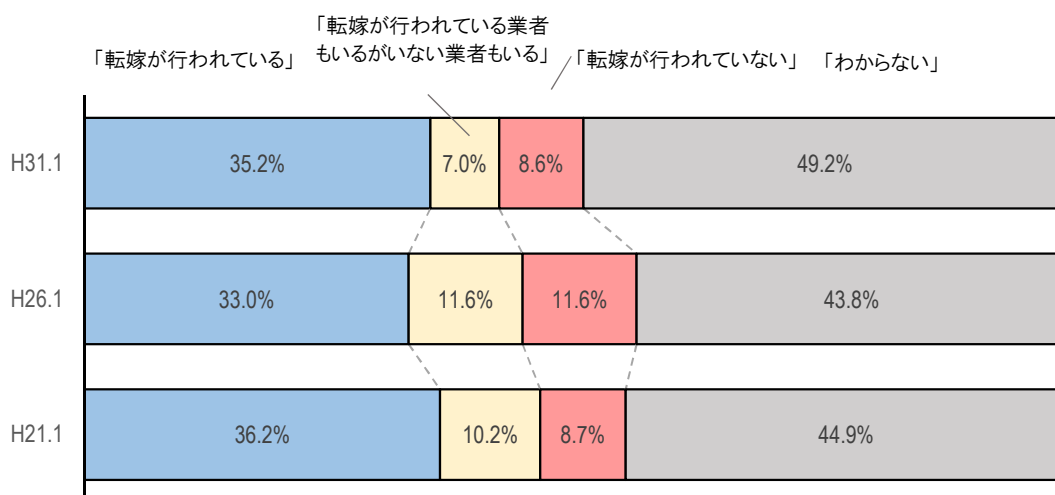


(8) 産業廃棄物税の転嫁状況

産業廃棄物税の転嫁状況については、次の図 14 のとおりである。

税の転嫁については、「わからない」とする排出事業者が最も多い。これは、「(1) 産業廃棄物税の周知」で、「十分知っている」が約 3 割に留まっていることからしても、排出事業者の多くが廃棄物の処理を外部に委託しており、その処理料金に税相当額が含まれていることを認識していないためと考えられる。また、「転嫁が行われていない」と認識している排出事業者が、8.6%あり、制度周知と合わせ、適切な税の転嫁に向けた取組が必要である。

【図 14：産業廃棄物税の転嫁状況】



(9) その他

主な自由意見は、次のとおりである。

(税収用途について)

- ・新たな再生利用に係る研究開発の推進・助成（3件）
- ・産業廃棄物の排出抑制、減量化のための施設整備への支援（2件）
- ・不法投棄の防止（1件）

(周知活動について)

- ・産業廃棄物処分業者に対するセミナー等でより多く参加者を募り、産業廃棄物税の制度や用途等、誰でも納得できるような説明をお願いしたい。
- ・再生利用の推進の普及啓発活動を進めたら良い。

3 税活用事業の実績及び施策効果

(1) 過去5年間の税活用事業への充当額

前回の検討以降5年間の税活用事業への産業廃棄物税充当状況は次の表2のとおりである。

充当額は、5年間で合計約18億4千万円であり、4本柱では「適正処理の推進」が最も大きく約8億4千万円、続いて「排出抑制・再生利用の推進」が約6億3千万円、「啓発広報の推進」が約2億3千万円、「基盤整備の推進」が約1億4千万円となっている。

【表2：税活用事業別充当額の推移】

(単位：千円)

使途名	事業名	H27当初	H28当初	H29当初	H30当初	R元当初	H27-R元計
1 排出抑制・再生利用の推進	循環型環境産業創出事業	75,929	75,929	77,429	90,968	91,002	411,257
	排出抑制再生利用関連研究開発推進事業	25,040	21,100	21,900	25,382	29,099	122,521
	食品産業競争力強化事業	4,035	1,698	2,017	2,017	2,017	11,784
	エネルギー関連産業成長促進事業	—	—	—	2,852	2,856	5,708
	高耐久性赤潮対応型マクロ藻類生け簀の開発	—	—	—	—	16,068	16,068
	循環社会構築加速化事業	—	—	16,102	14,172	12,826	43,100
	木材加工副産物活用促進事業	2,708	2,709	3,000	0	0	8,417
	低水温期発生型赤潮対策強化事業	—	3,015	1,434	0	0	4,449
生分解性幼齢木保護ネット活用推進事業	—	—	—	10,000	0	10,000	
計		107,712	104,451	121,882	145,391	153,868	633,304

使途名	事業名	H27当初	H28当初	H29当初	H30当初	R元当初	H27-R元計
2 適正処理の推進	廃棄物不法投棄防止対策事業	72,648	58,575	54,276	54,865	79,039	319,403
	産業廃棄物処理施設等監視指導	54,132	54,836	44,026	51,960	42,574	247,528
	産業廃棄物汚染物質等検査経費	5,500	23,623	27,866	20,914	28,767	106,670
	海岸漂着物対策事業費	5,156	6,058	10,510	12,539	21,505	55,768
	PCB廃棄物対策推進事業費	7,125	11,284	11,208	16,158	9,823	55,598
	災害時海岸漂着物処理事業	—	—	—	—	7,500	7,500
	公共水域等放置船対策事業	—	—	2,000	0	5,000	7,000
	安全農業推進事業	—	—	—	952	971	1,923
	照明灯PCB使用安定器調査委託	—	—	—	—	6,163	6,163
	交通安全事業	—	—	—	—	20,000	20,000
	大気環境監視及び保全対策経費	2,854	5,634	0	0	0	8,488
PCB処分事業	—	—	—	967	0	967	
計		147,415	160,010	149,886	158,355	221,342	837,008

使途名	事業名	H27当初	H28当初	H29当初	H30当初	R元当初	H27-R元計
3 基盤整備の推進	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業	18,000	16,000	29,500	28,800	49,502	141,802
計		18,000	16,000	29,500	28,800	49,502	141,802

使途名	事業名	H27当初	H28当初	H29当初	H30当初	R元当初	H27-R元計
4 啓発広報の推進	産業廃棄物広報・啓発推進事業	12,945	12,945	12,945	12,945	12,863	64,643
	おおいとうつくし作戦推進事業	5,530	8,714	7,966	8,340	10,961	41,511
	3R普及促進事業	8,731	8,116	8,907	9,869	6,937	42,560
	未来の環境を守る人づくり事業	7,931	4,571	4,581	5,111	5,401	27,595
	気候変動対策推進事業	—	—	—	—	11,017	11,017
	環境保全対策費	—	—	—	—	1,048	1,048
	CO2オフセットライ事業	—	—	—	—	114	114
地球温暖化対策推進事業	4,290	12,906	12,906	10,906	0	41,008	
計		39,427	47,252	47,305	47,171	48,341	229,496

	H27当初	H28当初	H29当初	H30当初	R元当初	H27-R元計
事業費合計	312,554	327,713	348,573	379,717	473,053	1,841,610

※H27当初及びR元当初は肉付後の金額

(2) 主な税活用事業の内容

① 排出抑制・再生利用の推進

ア 循環型環境産業創出事業（H27～R元年度計約4億1千万円）

県内で排出される産業廃棄物を地域資源として活用する循環型環境産業の育成や、産業廃棄物排出事業者の負担軽減による競争力強化等を図るため、産業廃棄物等の再生利用及び発生抑制・減量化の事業化を支援するとともに、環境ビジネスの動向、成功事例や新技術・新製品等の情報提供を行う。

○ H27～30年度採択事業一覧

	テーマ	事業者
H27	乾燥汚泥の効率化処理による肥料製造	HOKO株式会社
	動物の糞尿・動植物性残渣・有機汚泥の堆肥化	株式会社大島産業
	自社リサイクルによるトレーサビリティなクリーン再生骨材の製造・利用	株式会社池永セメント工業所
	オートリターン化設備導入による、成形樹脂スクラップ材料の再生利用	株式会社ケーアンドケー
	自治体指定ごみ袋などポリエチレンフィルム製品の製造過程ロス品及び規格外品の自社内再生利用	日本フィルム株式会社
	廃プラスチック破碎の効率化による埋め立て処分率の削減	株式会社大総
	食品残渣の破袋分別器を利用した食品リサイクル	株式会社環境整備産業
	製銅工場から排出される使用済触媒の乾燥状態での回収再生利用	エレファントジャパン株式会社
H28	温泉加温ボイラーへの廃食油燃料の活用	株式会社百花
	バイオマス発電所から排出される焼却灰や飛灰及び廃石膏ボードのリサイクル	中津ゆうび有限会社
	製材による廃棄物のバイオマス発電用木質チップ化	鶴栄木材株式会社
	建設仮設機材のスクラップ抑制を目的とした機材性能の延命化	三信産業株式会社
	戻りコン、残コンの固化防止による再資源化	大分綜合建設株式会社
	植物性残渣の発生抑制（栽培環境のシステム化によるもやし栽培の安定化）	大分もやし協業組合
	工場発生コンクリート廃棄物 ゼロ計画	株式会社池永セメント工業所
	食品残渣の発生抑制	株式会社豊後大野クラスター
H29	発砲スチロール加工における加工自動化設備等による加工端材・ロスの排出削減	山村産業株式会社
	食品加工機の新方式導入による排出物の低減	くにも農産加工有限会社
	樹木の伐採・チップ化同時作業による木質チップの堆肥化	大分綜合建設株式会社
	省エネ油圧ジャンボプレス機を使用した産業廃棄物のリサイクル	株式会社環境整備産業
	粉砕機導入による埋立処分率の削減及びリサイクルの促進	有限会社西部開発
	水圧選別機導入による埋立処分廃棄物の発生抑制	株式会社東部開発
	油の再利用（リユース）と廃油の減量化	株式会社トライテック
	超高温可溶化技術による有機性廃棄物のメタン発酵による再資源化	株式会社未来電力
H30	大型切断機械の導入による大型廃プラのリサイクル推進	三重化成株式会社
	アスファルト・コンクリートリサイクル製品の品質向上	蒼生産業株式会社
	ペレット製造装置、自動梱包機導入による肥料の造粒化と梱包販売	HOKO株式会社
	ペットボトルリサイクル工程改善の為にラベル分離工程の自動化ライン導入	有限会社アサヒ産業
	排水処理嫌気処理設備の導入による発生汚泥の減量化	名水美人ファクトリー株式会社
	脱水装置導入による汚泥排出量の減量化	サンアスベルフーズ株式会社
破碎機導入による塩ビ管・硬質プラスチックのリサイクルフロー創出	株式会社富士重機クレーン	

② 適正処理の推進

ア 廃棄物不法投棄防止対策事業（H27～R 元年度計約 3 億 2 千万円）

不法投棄された廃棄物を撤去し、再発が懸念される箇所に不法投棄防止用フェンスや監視カメラを設置するとともに、市町村が実施する不法投棄対策事業に対する支援を実施することにより、全県的に不法投棄の再発防止を図る。

イ 産業廃棄物処理施設等監視指導事業（H27～R 元年度計約 2 億 5 千万円）

産業廃棄物監視員によるパトロールや水質検査、経営審査など産業廃棄物処理施設の監視指導を実施することにより、産業廃棄物の適正処理の徹底を図る。

○ 県内の不法投棄件数及び苦情件数

区分	不法投棄件数					苦情件数				
	H25	H26	H27	H28	H29	H25	H26	H27	H28	H29
件数	62	33	55	56	36	65	57	65	75	47

○ 産業廃棄物処理施設等における最近の火災事例

- ・H29. 3 1 件（大分市の処理施設）
- ・H29. 4 1 件（佐伯市の処理施設）
- ・H29. 5 1 件（豊後高田市の処理施設）
- ・H30. 3 1 件（中津市の処理施設）

○ 産業廃棄物処理施設に関する要望等の状況

木くずの保管基準違反による火災や産業廃棄物の不適正処理が原因と見られる水質悪化等が発生していることから、産廃処理業者に対する監視指導の強化を求める要望が依然として強い状況である。

③ 基盤整備の推進

ア 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業

（H27～R 元年度計約 1 億 4 千万円）

市町村又は処理施設設置者が、周辺住民の不安解消を目的として行う施設周辺の環境整備及び周辺住民の利便に供する施設を整備する場合、事業に要する経費の一部を補助する。

また、産業廃棄物処理施設の周辺住民との合意形成の場としての環境保全協議会の設置・運営に要する経費を支出する。

○ 取組例

道路の整備・補修、カーブミラー等の設置、搬入道路周辺の緑化、集会所の整備等

④ 啓発広報の推進

ア 産業廃棄物広報・啓発推進事業（H27～R 元年度計約 6 千万円）

マスメディアによる広報活動を通じて、産業廃棄物の不法投棄の防止、資源化・再生利用の促進、各種報告及び PCB 廃棄物の早期処理等の必要性について県民に周知する。

(3) 施策効果の評価

前回検討時は、産業廃棄物の再生利用量及び最終処分量が税導入前と比較して大きく改善したものの、その動きが鈍化していることを受けて、税活用事業の方向性としては、特に、排出量の多い動物のふん尿、汚泥等や、再生利用率の低い廃プラスチック類等を対象とした施策を重点的かつ効果的に実施することにより、一層の排出の抑制と再生利用の推進を図る必要があるとした。

また、県の環境施策に関する長期的な目標や基本的方向を定めた「第 3 次大分県環境基本計画（平成 28 年度～令和 6 年度）」においても、廃棄物・リサイクル対策の課題の一つとして、産業廃棄物税の活用による産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進を位置づけており、前回検討以降、これらの方向性に沿って排出抑制と再生利用の推進に取り組んできた。

同計画における平成 30 年度目標値に対する平成 27 年度実績の達成状況は、次の表 3 のとおりである。再生利用率・最終処分率ともに目標値には達していないが、最終処分率については、前回検討実施前の平成 25 年度と比較すると平成 27 年度は低下している。また、排出量も最終処分率と同様に減少していることや、平成 30 年度産業廃棄物処理業実態調査（速報値）において、廃プラスチックの最終処分量が大きく減少していることを併せて考えると、税活用事業による取組が産業廃棄物の排出抑制と再生利用の推進に一定の効果を上げていると考えられる。

しかし、再生利用率については、平成 25 年度と比較すると若干低下しており、今後、再生利用の推進にさらに取り組む必要があると考えられる。

さらに、不法投棄件数や産業廃棄物処理施設の火災発生件数、今回実施した排出事業者意識調査における排出事業者の制度理解等の状況も併せて考えると、今後も引き続き適正処理や啓発広報等に取り組む必要があると考えられる。

【表 3：第 3 次大分県環境基本計画達成状況】（単位：％、千トン）

項目	実績			目標値	目標達成状況 (a)と(b)の比較
	H17 年度	H25 年度	H27 年度(a)	H30 年度(b)	
再生利用率	57.8%	64.0%	63.3%	64.2%	△0.9pt
最終処分率	3.7%	2.3%	2.2%	2.0%	△0.2pt
(参考)排出量	3,886	3,716	3,683	—	—

第4 産業廃棄物をめぐる課題

前回の検討以降、産業廃棄物を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、以下のような新たな課題も生じており、これらの課題に対応した施策を検討する必要がある。

1 廃プラスチックの適正処理

近年、廃プラスチックの適正処理が世界的な課題となっている。国内における廃プラスチックの有効利用率（エネルギー回収を含む。）は一定の水準に達しているものの、世界全体ではまだ低く、また、不適正な処理による海洋へのプラスチックごみ流出に対する懸念も大きくなっている。

こうした廃プラスチック問題への対応は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」でも求められているところであり、特に海洋プラスチックごみ対策は、世界全体で取り組むべき課題である。

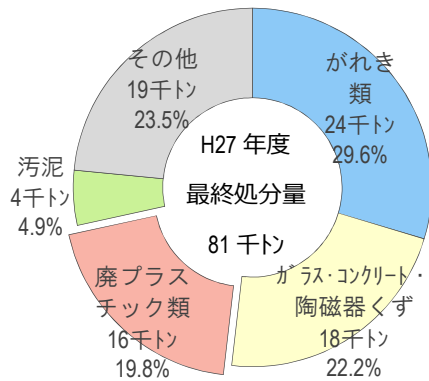
さらに、平成29年末から、中国を始めとするアジアの国々で廃プラスチックの輸入規制が実施されるなど、国内においても廃プラスチックへの対応が喫緊の課題となっている。

こうした状況を受けて平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、令和元年5月31日には、「プラスチック資源循環戦略」が政府により策定された。同戦略では、「3R+Renewable」、すなわち、3Rの徹底と再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）への代替を基本原則としつつ、重点戦略として①資源循環、②海洋プラスチックごみ対策、③国際展開、④基盤整備について、具体的な施策の方向性が示されている。

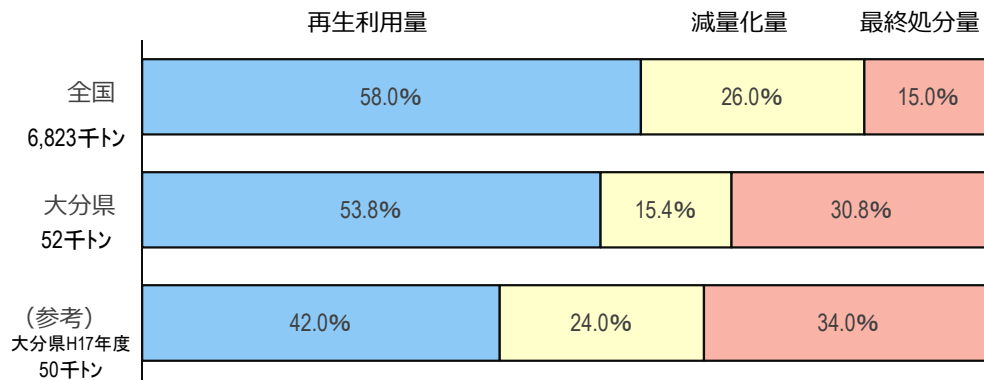
一方、本県における平成27年度の産業廃棄物の最終処分量81千トンの種類別に見ると、廃プラスチック類は16千トンと約2割を占め、がれき類（24千トン、同29.6%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くず（18千トン、同22.2%）に次いで多い状況である。また、廃プラスチック類の処分状況別の構成割合は、再生利用が53.8%、最終処分が30.8%であり、平成17年度と比較すると再生利用の割合は増加し、最終処分の割合は減少しているが、全国と比較すると再生利用の割合が低く、最終処分の割合が高い状況である。

このような状況を踏まえ、本県においてもプラスチック資源循環戦略の趣旨に沿って、さらなる循環型社会の形成に向けて、廃プラスチックの適正処理やエネルギー回収等による有効利用・再生利用の促進、プラスチックごみの流出による海洋汚染の防止等に取り組む必要があると考えられる。

【図 15：県内産業廃棄物の最終処分量 種類別構成比】



【図 16：廃プラスチック類の処分状況別構成比（平成 27 年度）】



(出典：大分県産業廃棄物実態調査、環境省資料（産業廃棄物の排出及び処理状況等）)

2 食品ロスの削減

食品ロス（本来食べられるのに廃棄されている食品）の問題は、SDGs のターゲットの一つとして、2030（令和 12）年までに世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれるなど、その削減が国際的にも持続可能な社会を構築する上での重要な課題となっている。

国内でも、食品の製造・流通段階における規格外品、返品、売れ残りや、消費段階での必要量以上の購入といった様々な要因により、年間 643 万トンの食品ロスが発生している（このうち事業系の食品ロスは 352 万トン、家庭系の食品ロスは 291 万トン。いずれも平成 28 年度環境省・農林水産省推計値）。

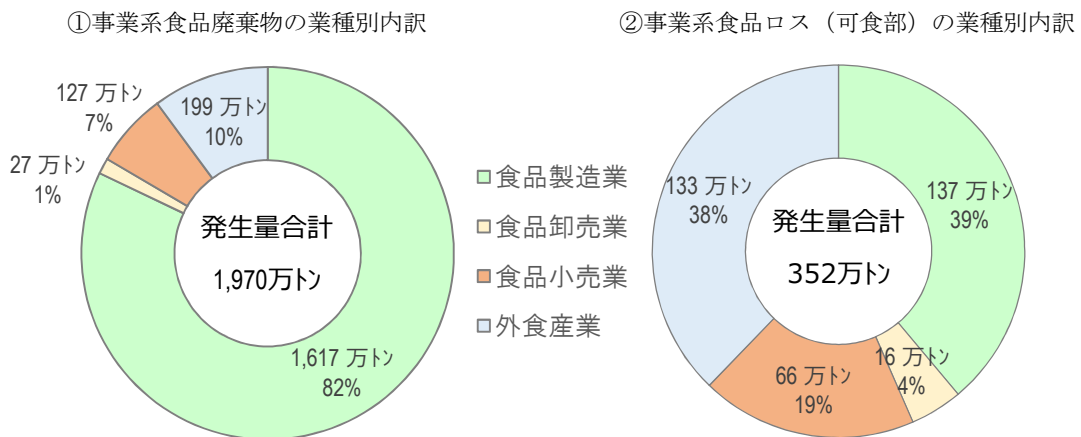
こうした状況を受けて、令和元年 10 月 1 日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第 19 号）では、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが明記された。また、同年 7 月に策定された「食品リサイクル法に関する基本方

針」では、食品関連事業者から発生する食品ロスを、サプライチェーン（食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給の行程）全体で、令和12年度までに平成12年度比で半減するとの目標が設定されたところである。

一方、事業系の食品ロスの発生状況を業種別に見ると、食品製造業が137万トン（39%）で最も多く、次いで外食産業が133万トン（38%）、食品小売業が66万トン（19%）、食品卸売業が16万トン（5%）となっており、発生量が多い業種を中心とした取組が必要であると考えられる。また、賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない等の商習慣も食品ロスの発生要因として指摘されていることから、このような商習慣の見直しも、サプライチェーン全体で取り組むべき課題と考えられる。

本県でも、このような状況を踏まえ、食品ロスの削減によるさらなる循環型社会の形成に資するため、食品ロスの削減の推進に関する法律や食品リサイクル法に関する基本方針の趣旨に沿って、食品製造業を始めとする事業者の取組支援や消費者も含めた積極的な普及啓発に取り組む必要があると考えられる。

【図17：事業系食品廃棄物等の発生量（平成28年度推計）】



（出典：農林水産省資料）

3 県外で発生した産業廃棄物の搬入量の増加等

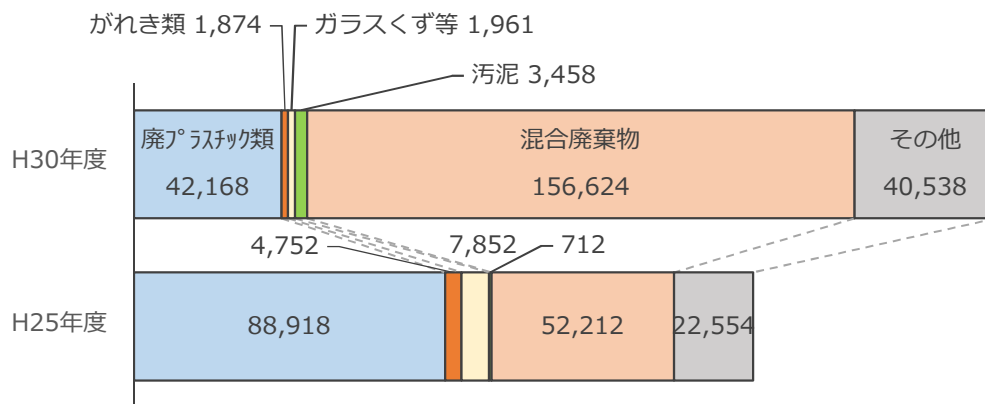
県外で発生した産業廃棄物の搬入量は年度により増減があるものの、近年においては、最終処分場の拡張や広域交通網の整備等により、最終処分を目的とした搬入が増加している。

本県では、県内処理の原則のもと、県外から産業廃棄物を搬入する場合は事前協議を行うこととしているが、県内で発生した産業廃棄物の最終処分先を安定的に確保するため、今後も事前協議の厳正な運用を図るとともに、県内における産業廃棄物の適正な処理体制を堅持する必要がある。

また、平成 30 年度産業廃棄物処理業実態調査（速報値）では、最終処分の種類別内訳において、混合廃棄物の割合が増加している。これは、県外からの混合廃棄物の搬入量が増加していることが要因であると考えられるが、混合廃棄物には、解体現場などから排出される、がれき類、木くず、汚泥、廃プラスチック類等の多種多様な品目が含まれ、現状では再資源化が困難である。このため混合廃棄物の最終処分量削減には、より高度な選別機能を持った中間処理施設での処理などが必要となる。

【図 18： 県外産業廃棄物の最終処分量の実績】

(単位：t)



(大分県循環社会推進課調べ)

第5 今後の方向性

1 税制度の方向性

(1) 税制度の効果について

産業廃棄物税は、税の賦課により排出事業者に産業廃棄物の排出抑制とリサイクルへの動機付け（インセンティブ）を促すとともに、税金を産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に充てることにより、循環型社会の形成に向けた取組を一層促進させる目的で導入したものである。

「第3 産業廃棄物税導入効果の検証」でも述べたとおり、平成27年度と税の導入前の平成12年度を比較すると、産業廃棄物の再生利用量は35.5%増加、再生利用率は15.8ポイント上昇、最終処分量は67.7%減少しており、特に、再生利用量は全国を上回るペースで増加している。

また、排出事業者に対する意識調査の結果、排出抑制及びリサイクルの取組を行っている事業者は90%に上り、そのうち、産業廃棄物税が導入された以後に取組を開始した事業者は4割を超えている。

以上のことから、税の賦課による排出抑制やリサイクルへの動機付けという税の目的について、非常に大きな効果が得られているものと考えられる。

そして、税金を活用して、「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした事業が毎年度実施されており、循環型社会の形成に向けた取組に役立てられている。その一方で、「第4 産業廃棄物をめぐる課題」でも述べたように、産業廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化による新たな課題も生じており、これらの課題に対応するためにも、税金を活用したさらなる取組が必要であると考えられる。

(2) 税制度の内容（課税客体、税率、徴収方法等）について

① 課税客体

本県では、焼却施設及び最終処分場への搬入に対して課税している。

最終処分場への搬入に対する課税については、排出抑制やリサイクル推進等の効果が大きく、産業廃棄物税を導入している27道府県のすべてにおいて課税対象とされていることから、今後も継続していく必要があると考えられる。

また、焼却施設への搬入に対する課税は、九州各県（熊本県及び沖縄県を除く）で実施しているものであり、焼却施設への搬入量が税導入後大幅に減少している（H17年度31,219t → H30年度14,210t ▲54.5%）ことから、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの誘導を図るために効果的で

あり、最終処分場への搬入と同様に、今後も継続していく必要があると考えられる。

② 税率

税率については、納税義務者に対する負担が過重とならず、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルへの動機付け（インセンティブ）が働くこと、同様の税制を導入している道府県との均衡等を考慮して設定したものであり、最終処分場への搬入に係る税率（1トンにつき1,000円）は、税を導入している27道府県のすべてが同一の税率を採用している。また、焼却施設への搬入に係る税率（1トンにつき800円）についても、焼却施設への搬入を課税客体としている九州各県で同一の税率を採用している。

排出事業者に対する意識調査の結果からしても、現行の税率は妥当な税率と考えられ、同様の税制を導入している道府県においても税率の変更を行っていないことから、現行の税率を変更する必要はないと考えられる。

③ 徴収方法

本県が採用している焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収方式は、焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者を納税義務者とし、特別徴収義務者に指定された焼却処理業者及び最終処分業者が申告納入する方式であり、排出事業者による申告納付方式に比べ徴税コストを抑えることができ、すべての排出事業者を納税義務者とすることで、税負担の公平性も確保することができる。

また、排出事業者への意識調査の結果においても、本方式が妥当な課税方式であると回答した事業者は6割を超え、妥当ではないと回答した事業者はわずか0.8%であったことからしても、今後も引き続き特別徴収方式による徴収が適当であると考えられる。

なお、税を導入している27道府県のうち、25道府県が特別徴収方式を採用している。

2 税活用事業の方向性

税収を活用して様々な事業が実施されているが、産業廃棄物の処理に関する諸課題に対応するため、今後も引き続き「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした施策を推進することが重要である。

特に、廃プラスチックの適正処理や食品ロスの削減を始めとする喫緊の課題も生じており、これらの課題に対応するため、税活用事業の拡充を図る必要がある。

また、税活用事業の実施にあたっては、より効果的な事業を実施するため、取組指標や数値目標を適切に設定するなど、その施策効果を評価していくことも重要であると考えられる。

(1) 税収を活用した新たな取組の内容

① 廃プラスチックの適正処理を推進するための取組

「第4 産業廃棄物をめぐる課題」で述べたように、本県では、最終処分量における廃プラスチック類の占める割合が高く、また、処分状況別の構成割合では、全国と比べて再生利用の割合が低く、最終処分の割合が高い状況であり、廃プラスチック類の適正処理や再生利用の促進に向けた取組をさらに推進する必要がある。

また、世界的な課題となっているプラスチックごみによる海洋汚染の防止や、農業由来廃プラスチックの適正処理への適切な対応も求められているところであり、これらの課題に対応するための税収を活用した新たな取組としては、以下のようなものが考えられる。

ア ゼロエミッション式カキ養殖の開発

海洋プラスチックの流出防止及び貝殻等のリサイクル化によってゼロエミッションを達成した環境保全型カキ養殖手法の開発

イ 廃プラスチックの適正処理に取り組む事業者の支援

廃プラスチックの排出抑制、再生利用の推進等に取り組む事業者の機械設備導入に対する補助

ウ 農業由来廃プラスチックの適正処理等の推進

農業由来廃プラスチックの回収徹底や中長期型展帳タイプの被覆材の活用などによる排出抑制の推進

エ マイバッグ運動の推進拡大

コンビニエンスストア等でのマイバッグ利用の促進

オ 環境教育アドバイザーの派遣による環境教育の推進

環境教育アドバイザーの企業や学校現場などへの派遣による廃プラスチック類の適正処理や再利用に関する環境教育の推進

② 食品ロスの削減を推進するための取組

「第4 産業廃棄物をめぐる課題」でも述べたように、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスは、食品ロス全体の半数以上を占めており、食品ロスの削減には、発生量の多い業種を中心とした取組とともに、製造・卸売・小売業の連携や消費者の理解の促進などフードチェーン全体での取組が求められる。

具体的には、賞味期間の1/3を超えたものを入荷しない、2/3を超えたものを販売しない等の商習慣や、消費者の賞味期限への理解不足と過度な鮮度志向等もその要因として指摘されており、製造から消費までの各段階における積極的な普及啓発も必要であり、これらの課題に対応するための税収を活用した新たな取組としては、以下のようなものが考えられる。

ア 食品ロス削減に取り組む事業者の支援

食品ロスの削減に取り組む事業者の機械設備導入に対する補助

イ 食品製造業で発生した動植物性残さの飼料化技術の開発

食品製造の過程で発生した動植物性残さの飼料化技術の開発

ウ 製造・卸売・小売業の連携による商習慣見直しの促進

納品期限の緩和や賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長を三位一体で推進する製造・卸売・小売業の話し合いの場の設定

エ 事業者（スーパー等）との連携による食品ロスの削減

消費期限・賞味期限切れ間近商品の購入促進キャンペーンの実施

オ 消費者向けの意識啓発と環境教育の推進

食品ロス削減を目的とした消費者向けの意識啓発や食品ロス・食育をテーマにした環境教育の推進

③ その他の取組

上記の他に、近年の産業廃棄物をめぐる諸課題に対応する取組として、以下のようなものが考えられる。

ア 産業廃棄物処理業者及び排出事業者の電子マニフェスト導入に対する補助

イ 産業廃棄物からの水素抽出方法の確立に取り組む事業者の支援強化

ウ 水田畑地化圃場の土壌改良における農林業系産業廃棄物（廃菌床、もみがら等）の再生利用

エ 農産物の病害抑制や品質向上に向けた転炉スラグの活用拡大

(2) 今後も継続して実施する主な税活用事業の内容

① 排出抑制・再生利用の推進

産業廃棄物の排出量は、産業廃棄物税導入当時から減少傾向にあるが、再生利用率と最終処分率は、近年横ばい状態で推移しているという状況であることから、今後も引き続き、以下のような排出抑制・再生利用を目的とした取組と事業者等への啓発を行う必要があると考えられる。

ア 循環型環境産業創出事業

事業者が行う発生抑制、減量化及び再生利用に必要な設備や機器の導入

に対する補助

【取組例】

有機性廃棄物のメタン発酵による
再資源化のための設備導入



イ 排出抑制再生利用関連研究開発推進事業

農業系の産業廃棄物を肥料として有効活用するなど、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の仕組み等を確立するための研究開発

※事業名は農林水産研究指導センターにおける事業を総括するために付したものと

ウ 循環社会構築加速化事業

産業廃棄物の排出抑制や再生利用に係る事業者の研究・技術開発等への補助とその事業の成果を活用した資源化・再生利用の促進、中間処理業者等に向けたセミナーの開催等による循環産業牽引企業の育成

【取組例】

超小型バイオガス発生装置によるバイ
オマスの小規模・分散型利用



② 適正処理の推進

従前から監視指導体制の強化を図っているが、なお不法投棄や産業廃棄物処理施設における火災等も発生していることから、今後も不法投棄の防止や産業廃棄物処理施設等の監視・指導体制の充実等を継続する必要がある。特に、令和元年度から開始した無人飛行機（ドローン）を活用した空撮は、面積が広く監視が困難な不法投棄現場等の全容把握が可能となるとともに、業務の効率化も図られており、継続して取り組むべきと考えられる。

また、海洋に漂着するプラスチックごみが国内外で問題化している状況を受けて、海岸漂着物の発生抑制対策に向けた取組の強化も必要であると考えられる。

ア 廃棄物不法投棄防止対策事業

不法投棄防止用フェンスや監視カメラの設置等による不法投棄の再発防止対策の実施

イ 産業廃棄物処理施設等監視指導事業

ドローンを活用した上空からの監視、産業廃棄物監視員によるパトロールや水質検査、経営審査などによる産業廃棄物処理施設等の監視指導の実施

ウ 海岸漂着物対策事業

プラスチックや流木等をはじめとする海岸ごみの回収・処分等の海岸の景観や環境保全の実施

【参考】

海岸に漂着した流木等の状況



③ 基盤整備の推進

産業廃棄物処理施設周辺の住民の不安感や不信感を解消するため、引き続き処理施設周辺の環境整備等に取り組む必要があると考えられる。

ア 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業

産業廃棄物処理施設周辺の環境整備に対する補助

④ 啓発広報の推進

排出事業者に対する意識調査において、税制度自体は概ね周知されていると考えられるが、税制度の内容は十分に理解されていない状況も見受けられるため、引き続き、税制度の目的や効果等について県民や事業者によく周知する取組を実施するとともに、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成するための取組を実施する必要があると考えられる。

ア 産業廃棄物広報・啓発推進事業

新聞広告等による産業廃棄物税の目的や効果、3R、産業廃棄物の不法投棄防止等の普及啓発の実施

イ 3R普及促進事業

店舗でのレジ袋の無料配布中止やマイバッグ持参等、3Rを通じた循環型社会の構築に向けた取組の主体となる消費者や事業者に対する普及啓発

【取組例】

マイバッグ利用促進キャンペーン



ウ 未来の環境を守る人づくり事業

地域や学校等における環境教育を推進するための環境教育アドバイザーの派遣やおおいたこども探検団等の実施

【取組例】

おおいたこども探検団の活動



(3) 先端技術の活用

AI や IoT、ロボット、ドローンなどの急速な技術革新が世界のありようまでも変えようとしており、国においては、第四次循環型社会形成推進基本計画で、第4次産業革命における先端技術の活用が示され、IoT を用いた廃棄物の収集運搬の効率化や中間処理・熱利用の最適化、AI 等を駆使した高度選別技術の普及促進に向けた取組が進められている。また、都道府県レベルでも、建設廃棄物のリサイクルを目的とした AI 選別ロボの導入支援やセンサーを活用した廃棄物効率回収によるリサイクルモデル構築など、最終処分量の削減に向けた施策の大きな柱として、AI・IoT を活用した廃棄物処理の技術開発・実用化に取り組んでいるところもある。

一方、民間企業では、機械学習ロボットによる混合廃棄物の選別や、AI やセンサー等を活用した食品ロス削減のための需要予測や食品廃棄物の分析などの取組が進んでいる。

本県でも、廃棄物処理や資源循環の分野における課題解決に向けて、これら革新的な技術をさらに活用していく必要があると考えられるため、今後は、税活用事業においても、様々な先端技術の導入に向けての積極的な取組が期待される。

【取組例】

レーザー搭載ドローンによる最終処分場等の監視



第6 まとめ

以上のとおり、産業廃棄物税の導入により、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進が図られるとともに排出事業者への動機付けが図られており、産業廃棄物税には非常に大きな導入効果があることが確認されたが、一方で、再生利用率が平成21年度以降横ばいで推移するなど、引き続き産業廃棄物の排出抑制とリサイクルの促進に取り組む必要があることから、今後も現行制度のまま税制を継続すべきであると考えられる。

また、税収を活用して「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4本柱を中心とした事業を実施することにより、産業廃棄物をめぐる諸課題に対応してきており、さらなる循環型社会の形成に向けて、今後も引き続きこれらの事業を実施することが重要であるとともに、廃プラスチックの適正処理や事業系食品ロスの削減などの産業廃棄物に係る喫緊の課題にも対応するため、税活用事業の拡充に取り組むべきである。

なお、今後も社会経済情勢の変化等が想定されることから、今回の検討を受けて公布する改正条例の施行後5年を目途に再度検討を行い、その検討結果に基づいて必要な措置を講ずることとするのが適当であると考えられる。

資料 1

排出事業者への意識調査の実施結果について

平成31年1月、県内に事業所を有する排出事業者を意識調査を実施した。

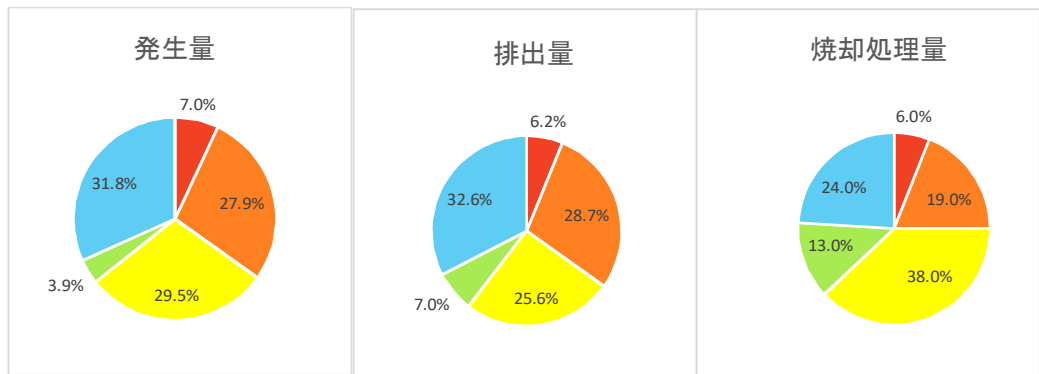
対象 産業廃棄物を一定程度排出する事業所(建設業、製造業、電気・水道業・・・等)

発送 179事業所(多量排出事業者) 回答 130(回答率 72.6%)

I. 産業廃棄物処理の状況等について

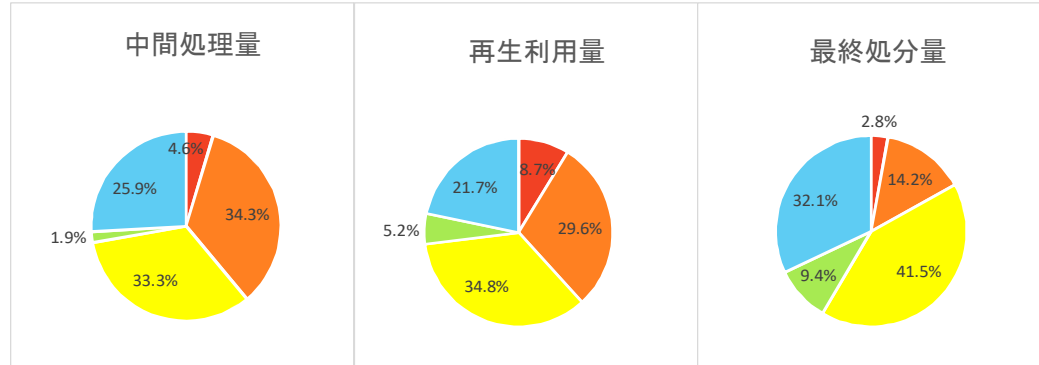
廃棄物の状態	発生量						排出量						焼却処理量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計
産業廃棄物の合計量	9	36	38	5	41	129	8	37	33	9	42	129	6	19	38	13	24	100
	7.0%	27.9%	29.5%	3.9%	31.8%	100.0%	6.2%	28.7%	25.6%	7.0%	32.6%	100.0%	6.0%	19.0%	38.0%	13.0%	24.0%	100.0%

- 年々増加
- 年毎に増減あるも傾向としては増加
- 変化なし
- 年々減少
- 年毎に増減あるも傾向としては減少



廃棄物の状態	中間処理量						再生利用量						最終処分量					
	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計	1 年々増加	2 年毎に増減あるも 傾向としては増加	3 変化なし	4 年々減少	5 年毎に増減あるも 傾向としては減少	合計
産業廃棄物の合計量	5	37	36	2	28	108	10	34	40	6	25	115	3	15	44	10	34	106
	4.6%	34.3%	33.3%	1.9%	25.9%	100.0%	8.7%	29.6%	34.8%	5.2%	21.7%	100.0%	2.8%	14.2%	41.5%	9.4%	32.1%	100.0%

- 年々増加
- 年毎に増減あるも傾向としては増加
- 変化なし
- 年々減少
- 年毎に増減あるも傾向としては減少



発生量については、増加傾向にあるとの回答が34.9%（「年々増加」7.0%、「年毎に増減あるも傾向としては増加」27.9%）であり、減少傾向にあるとの回答35.7%（「年々減少」3.9%、「年毎に増減あるも傾向としては減少」31.8%）を下回っている。

排出量については、増加傾向にあるとの回答が34.9%（「年々増加」6.2%、「・・・傾向としては増加」28.7%）であり、減少傾向にあるとの回答39.6%（「年々減少」7.0%、「・・・傾向としては減少」32.6%）を下回っている。

焼却処理量については、減少傾向にあるとの回答が37.0%（「年々減少」13.0%、「・・・傾向としては減少」24.0%）であり、増加傾向にあるとの回答25.0%（「年々増加」6.0%、「・・・傾向としては増加」19.0%）を大きく上回っている。

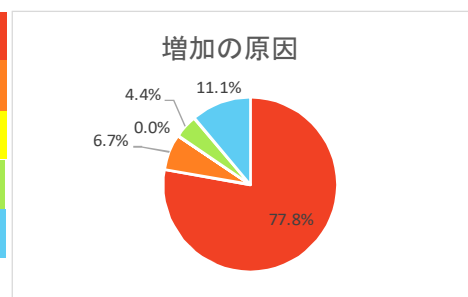
中間処理量（焼却を除く）については、増加傾向にあるとの回答が38.9%（「年々増加」4.6%、「・・・傾向としては増加」34.3%）であり、減少傾向にあるとの回答27.8%（「年々減少」1.9%、「・・・傾向としては減少」25.9%）を上回っている。

最終処分量については、減少傾向にあるとの回答が41.5%（「年々減少」9.4%、「・・・傾向としては減少」32.1%）であり、増加傾向にあるとの回答17.0%（「年々増加」2.8%、「・・・傾向としては増加」14.2%）を大きく上回っている。

再生利用量については、増加傾向にあるとの回答が38.3%（「年々増加」8.7%、「・・・傾向としては増加」29.6%）であり、減少傾向にあるとの回答26.9%（「年々減少」5.2%、「・・・傾向としては減少」21.7%）を大きく上回っている。

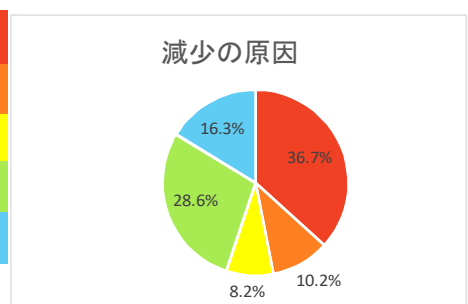
増加の原因

1	事業規模の拡大・売上の増加	35	77.8%
2	製造工程等の変更による排出量増加	3	6.7%
3	原材料等の変更による排出量増加	0	0.0%
4	排出抑制・リサイクルの中止・縮小	2	4.4%
5	その他	5	11.1%
回答		45	100.0%



減少の原因

1	事業規模の縮小・売上の減少	18	36.7%
2	製造工程等の変更による排出量減少	5	10.2%
3	原材料等の変更による排出量減少	4	8.2%
4	排出抑制・リサイクルの開始・強化	14	28.6%
5	その他	8	16.3%
回答者数(合計)		49	100.0%

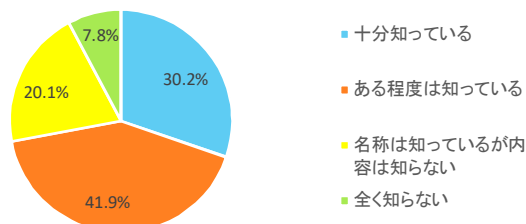


排出量増加の原因については、「事業規模の拡大・売上の増加」が約8割を占めている。排出量減少の原因については、「事業規模の縮小・売上の減少」が一番多く、36.7%を占めているが、「排出抑制・リサイクルの開始・強化」も28.6%に上っている。

II. 産業廃棄物税の導入の事実について

1	十分知っている	39	30.2%
2	ある程度は知っている	54	41.9%
3	名称は知っているが内容は知らない	26	20.1%
4	全く知らない	10	7.8%
回答者数(合計)		129	100.0%

産廃税導入の事実について



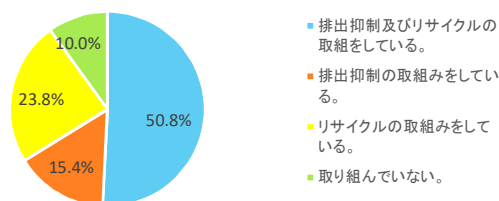
「十分知っている」が30.2%、「ある程度は知っている」が41.9%、となっており、合わせると72.1%となる。
「名称は知っているが内容は知らない」が20.1%、「全く知らない」も7.8%存在する。

III. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

(1) 現在の取組みの状況

1	排出抑制及びリサイクルの取組をしている。	66	50.8%
2	排出抑制の取組をしている。	20	15.4%
3	リサイクルの取組をしている。	31	23.8%
4	取り組んでいない。	13	10.0%
回答者数(合計)		130	100.0%

現在の取組の状況



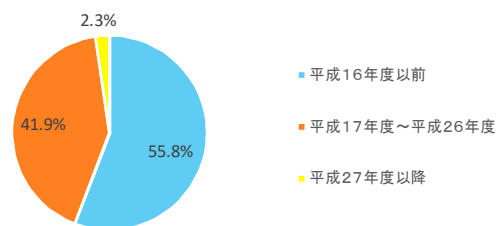
「排出抑制及びリサイクルの取組をしている」が50.8%、「排出抑制の取組をしている」が15.4%、「リサイクルの取組をしている」が23.8%となっており、これらを合わせると合計90.0%が取組みを行っていると回答。
「取り組んでいない」は10.0%であった。

(2) 取組開始時期

排出抑制

1	平成16年度以前	48	55.8%
2	平成17年度～平成26年度	36	41.9%
3	平成27年度以降	2	2.3%
回答者数(合計)		86	100.0%

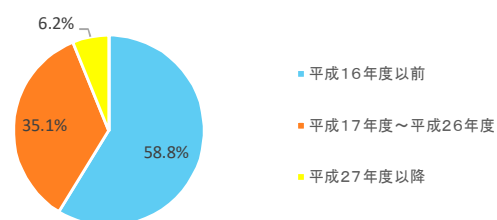
排出抑制の開始時期



再生利用

1	平成16年度以前	57	58.8%
2	平成17年度～平成26年度	34	35.1%
3	平成27年度以降	6	6.2%
回答者数(合計)		97	100.0%

再生利用の開始時期

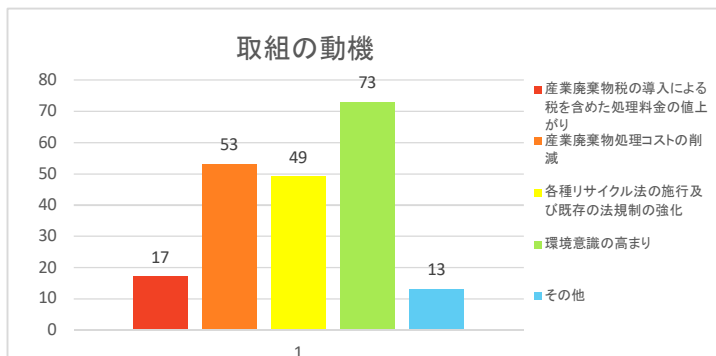


排出抑制の取組みの開始時期については、55.8%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～平成26年度」が41.9%、「平成27年度以降」は2.3%となっている。

再生利用の取組みの開始時期についても、58.8%が産業廃棄物税導入以前の「平成16年度以前」から取組みを開始していたことが伺える。産業廃棄物税導入後の「平成17年度～平成26年度」が35.1%、「平成27年度以降」は6.2%となっている。

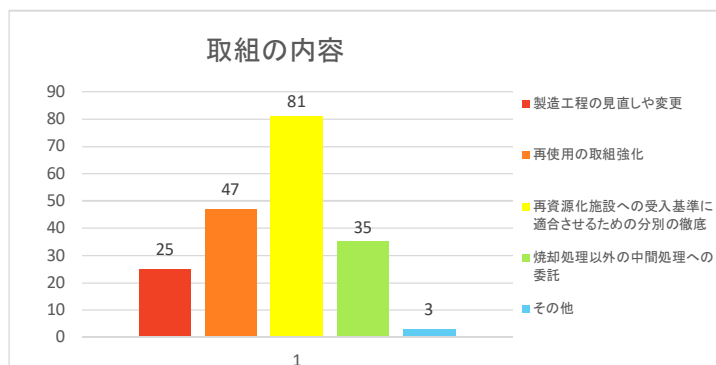
(3) 取組みの動機(複数回答)

1	産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	17
2	産業廃棄物処理コストの削減	53
3	各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	49
4	環境意識の高まり	73
5	その他	13
回答者数		117



(4) 取組みの内容(複数回答)

1	製造工程の見直しや変更	25
2	再使用の取組強化	47
3	再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	81
4	焼却処理以外の中間処理への委託	35
5	その他	3
回答者数		117



排出抑制や再生利用の取組開始の動機については、「環境意識の高まり」が73件、「産業廃棄物処理コストの削減」が53件となっており、事業者の自主的な取組を動機としていることが伺える。

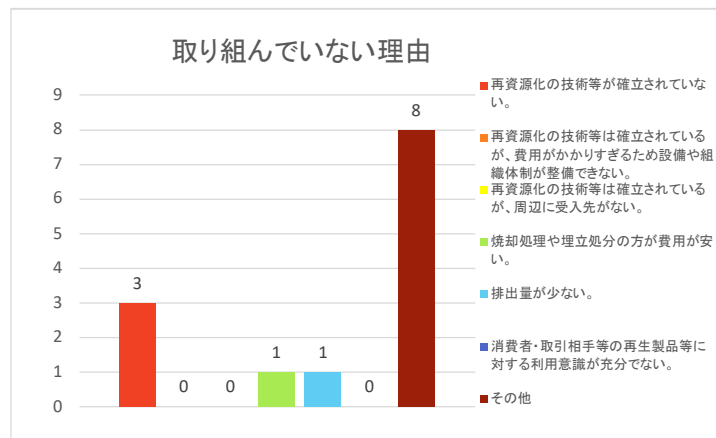
「各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化」も49件あり、各種リサイクル法が、整備、充実化されてきたことも動機の一つと考えられる。

一方、「産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり」は17件であり、取組みの動機としては、それほど強いものとはなっていないと思われる。

取組みの内容については、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が81件、「再使用の取組強化」が47件、「焼却処理以外の中間処理への委託」が35件、「製造工程の見直しや変更」が25件となっている。

(5) 取り組んでいない理由(複数回答)

1	再資源化の技術等が確立されていない。	3
2	再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備で	0
3	再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受入先がない。	0
4	焼却処理や埋立処分の方が費用が安い。	1
5	排出量が少ない。	1
6	消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。	0
7	その他	8
回答者数		13

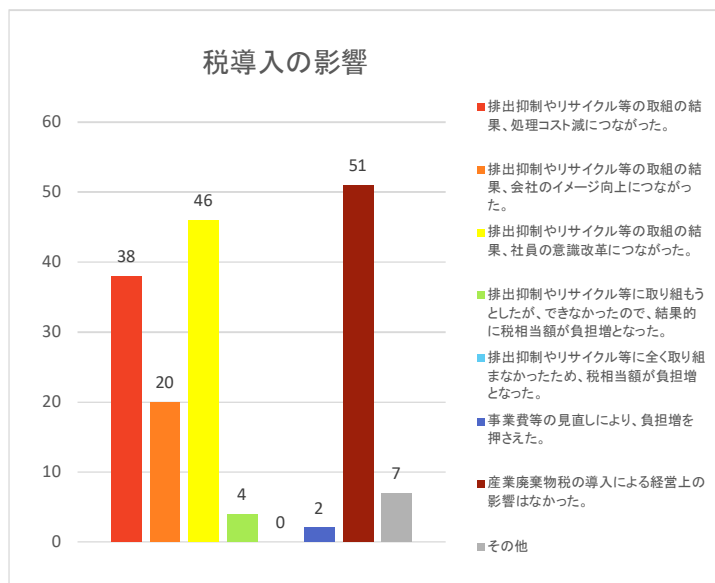


排出抑制や再生利用に取り組んでいないと答えた事業者がその理由を回答したものであるが、「その他」が8件で一番多く、ついで「再資源化の技術等が確立されていない」が3件、「焼却処理や埋立処分の方が費用が安い」、「排出量が少ない」がそれぞれ1件となっている。

「その他」の理由として、「公共工事中心のため、県や市の指導に基づき行っているため」や「医療事業であるため」等の回答が見受けられた。

(6) 税導入の影響(複数回答)

1	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト減につながった。	38
2	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。	20
3	排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。	46
4	排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。	4
5	排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。	0
6	事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	2
7	産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。	51
8	その他	7
回答者数		118



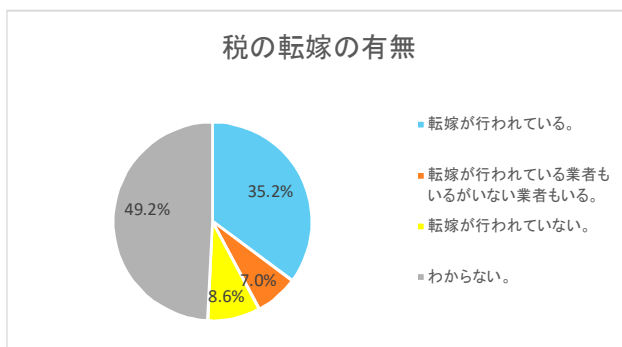
産業廃棄物税の導入に伴う経営上の影響について見ると、「産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった」が51件と最も多かった。

一方、「排出抑制や再生利用等の取組の結果、社員の意識改革につながった」が46件、「処理コスト減につながった」が38件、「会社のイメージ向上につながった」も20件となっており、税導入が排出抑制や再生利用の促進の動機付け(インセンティブ)になったものと思われる。

IV. 産業廃棄物税の制度について

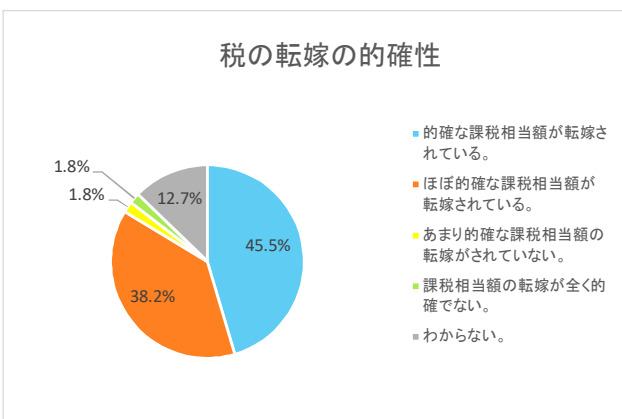
(1) 税の転嫁の有無

1	転嫁が行われている。	45	35.2%
2	転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	9	7.0%
3	転嫁が行われていない。	11	8.6%
4	わからない。	63	49.2%
回答者数(合計)		128	100.0%



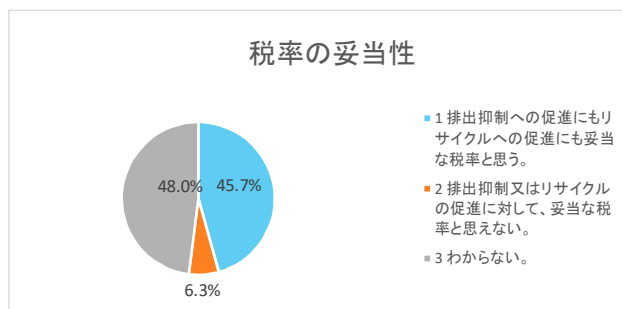
(2) 税の転嫁の的確性

1	的確な課税相当額が転嫁されている。	25	45.5%
2	ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。	21	38.2%
3	あまり的確な課税相当額の転嫁がされない。	1	1.8%
4	課税相当額の転嫁が全く的確でない。	1	1.8%
5	わからない。	7	12.7%
回答者数(合計)		55	100.0%



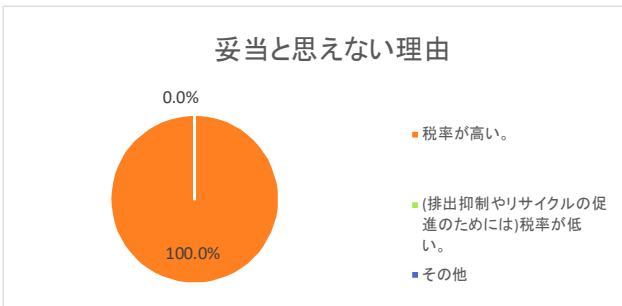
(3) 税率の妥当性

1	排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。	58	45.7%
2	排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。	8	6.3%
3	わからない。	61	48.0%
回答者数(合計)		127	100.0%



(4) 妥当と思えない理由

1	税率が高い。	8	100.0%
2	(排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い。	0	0.0%
3	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		8	100.0%



税の転嫁については、「転嫁が行われている」が35.2%であるが、「わからない」も49.2%に上っている。これは、事業者の多くが、直接焼却や埋立を委託するのではなく、再生利用を前提とした中間処理を委託するため、処理料金に税相当額が含まれていても意識ができていないということが考えられる。

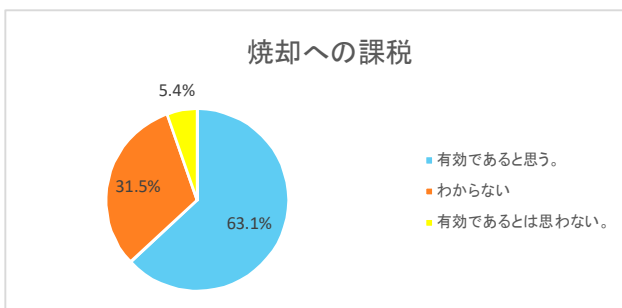
転嫁の的確性については、「的確な課税相当額が転嫁されている」が45.5%、「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」が38.2%であり、合わせて83.7%となる。

「あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない」、「課税相当額の転嫁が全く的確でない」についてはそれぞれ1.8%であり、税の転嫁については、概ね的確であると判断される。

税率の妥当性については、「わからない」が48.0%と約半数を占めているが、「排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う」が45.7%であり、「排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない」の6.3%を大きく上回っている。

(5) 焼却への課税

1	有効であると思う。	82	63.1%
2	わからない	41	31.5%
3	有効であるとは思わない。	7	5.4%
回答者数(合計)		130	100.0%

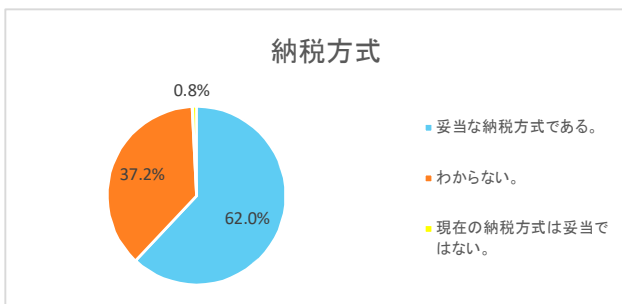


九州独自の課税方式である焼却処理への課税については、「有効であったと思う」が63.1%と半数を超えている。

「わからない」も31.5%あるものの、「有効であったとは思わない」は5.4%であり、概ね受け入れられていると考えられる。

(6) 納税方式

1	妥当な納税方式である。	80	62.0%
2	わからない。	48	37.2%
3	現在の納税方式は妥当ではない。	1	0.8%
回答者数(合計)		129	100.0%

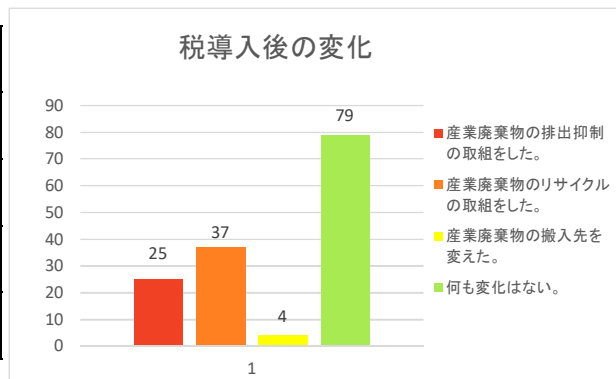


焼却処理業者及び最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入する特別徴収方式については、「妥当な納税方式である」が62.0%となっており、「わからない」が37.2%もあるものの、「現在の納税方式は妥当ではない」がわずか0.8%に過ぎず、概ね受け入れられていると考えられる。

V. 産業廃棄物税の広域的導入について

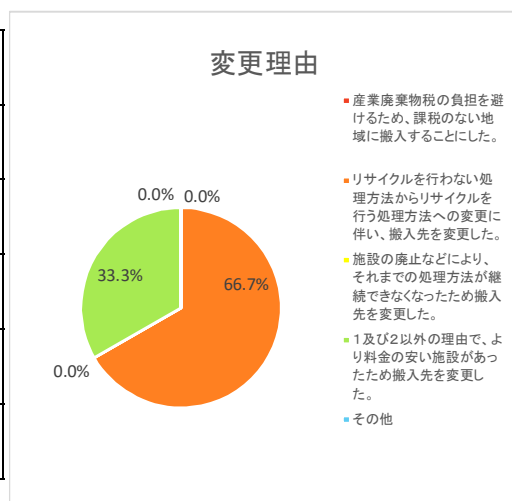
(1) 税導入後の変化(複数回答)

1	産業廃棄物の排出抑制の取組をした。	25
2	産業廃棄物のリサイクルの取組をした。	37
3	産業廃棄物の搬入先を変えた。	4
4	何も変化はない。	79
回答者数		123



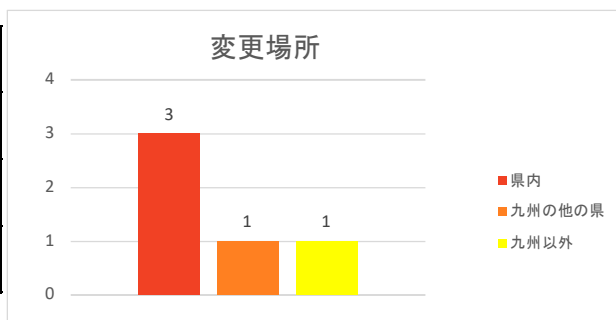
(2) 変更理由

1	産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。	0	0.0%
2	リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。	2	66.7%
3	施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。	0	0.0%
4	1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。	1	33.3%
5	その他	0	0.0%
回答者数(合計)		3	100.0%



(3) 変更場所(複数回答)

1	県内	3
2	九州の他の県	1
3	九州以外	1
回答者数		5



県内

1	大分市	3
2	それ以外の地域	0

九州の他の県

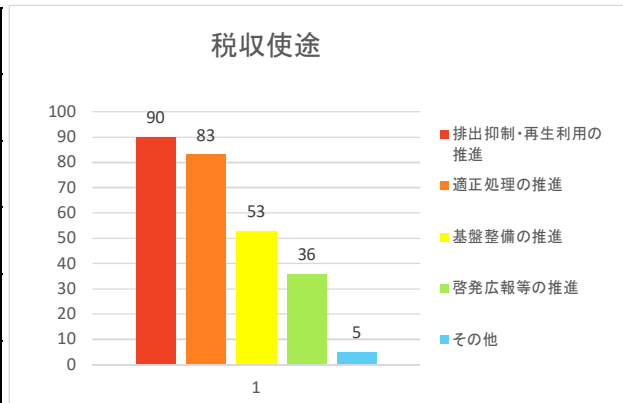
1	福岡県	1
2	佐賀県	0
3	長崎県	0
4	熊本県	0
5	宮崎県	0
6	鹿児島県	0
7	沖縄県	0

九州以外

1	中国地方	1
2	近畿地方	0
3	四国地方	0
4	その他	0

VI. 産業廃棄物税の税収用途について(複数回答)

1	排出抑制・再生利用の推進	90
2	適正処理の推進	83
3	基盤整備の推進	53
4	啓発広報等の推進	36
5	その他	5
回答者数		128



産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の4つの柱とする施策に充てられているが、今後どのような施策を充実すべきだと考えるか調査したもの。排出抑制・再生利用の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進、啓発広報等の推進の順で回答が多かった。

排出事業者への意識調査

【その他の内容について】

I 産業廃棄物処理の状況等について

増加の原因 その他 5件

- ・解体工事の増加【建設業】
- ・請負工事の内容（補修・解体工事の増加）【建設業】
- ・下水道投入による増加【電気・水道業】
- ・下水流入量の増加【電気・水道業】
- ・再利用を禁じた医薬品の増加【医療業】

減少の原因 その他 8件

- ・受注工事の影響で増減あり【建設業】
- ・工事の受注量によって変動がある【建設業】
- ・工事件数の減少【建設業】
- ・公共工事の発注に左右される【建設業】
- ・発注工事の減少【建設業】
- ・工事量の増減変動【建設業】
- ・事業規模の縮小とリサイクルの取組み強化による（回答項目1と4による）【製造業】
- ・元請工事受注量及び工期により排出量が異なるため【建設業】

III 産業廃棄物税の導入に伴う取組の変化について

(3) 取組みの動機（複数回答） その他 13件

- ・事業活動において省資源、再利用、再資源（3R）に努め、地球環境保全に積極的に取り組み、企業としての責任を果たすため【建設業】
- ・RC材の導入【建設業】
- ・ISO14001認証【建設業】
- ・ISO14001をH12に取得、H27まで取り組みを行ったため【製造業】
- ・弊社の産廃は主に廃プラ（ゴムくず）になります。やはり生産量が増えると量も多くなります。抑制への取組みはゴムのシートを短くしたりなどで活動をしています。【製造業】
- ・CSRの取組みの強化のため【製造業】
- ・企業全体の取組み【製造業】
- ・ISO14001の取得【建設業】
- ・当社は産廃（AS塊）を受け入れてリサイクルしているため【建設業】
- ・企業全体の環境方針による【製造業】
- ・ゼロエミッションの取組み【製造業】
- ・製造コスト削減検討【製造業】
- ・感染管理、施設管理、産廃処理業者による分別徹底の呼びかけ【医療業】

(4) 取組みの内容 (複数回答) その他 3件

- ・古紙のゼロミッションの取組み、協力業者への分別の指導・教育を実施、広域認定処理による外壁材のリサイクル促進、端材の有効利用による処分量削減、工場生産によるパネル化で現場加工を削減【建設業】
- ・廃棄物100%の内焼却処理は0.5%程度【建設業】
- ・製品収率やエネルギー原単位向上【製造業】

(5) 取り組んでいない理由 (複数回答) その他 8件

- ・主な産廃発生については工事現場で発生する為、設計書どおりの施工をする為【建設業】
- ・建設業の為、元請工事の受注量で排出量に変化し又全てがリサイクルをされるため【建設業】
- ・戻りの生コンのため【製造業】
- ・中間処理(処分業者)に納入するのみのため【建設業】
- ・公共工事中心のため、県や市の指導に基づき行っている【建設業】
- ・土木工事(舗装)の為受注量により排出量が異なり又排出産廃は100%リサイクルしている為【建設業】
- ・現場内で発生したガラ等は指定の処理施設に搬出するため【建設業】
- ・医療事業であるため【医療業】

(6) 税導入の影響 (複数回答) その他 7件

- ・導入前より排出抑制やリサイクル等の取組みを行っているため、産廃税導入による影響は該当しません。【建設業】
- ・導入前後で比較していないので不明。【建設業】
- ・特に変化なし【建設業】
- ・これまでどおりの取組みの継続を進めた。【製造業】
- ・導入なし【建設業】
- ・排出抑制やリサイクルに取り組んだが、埋立処理よりリサイクル処理の方が費用が高く、負担増となった。【製造業】
- ・委託費の増【医療業】

IV 産業廃棄物税の制度について

(4) 税率が妥当でない理由 その他 1件

- ・税率の高い業者と低い業者が有り、まちまちで(民間業者)どの業者が正しい税率なのか分からない。【建設業】

(5) 焼却課税が有効でない理由 その他 6件

- ・焼却分についてもリサイクルの可能性があるのでないかと考えられるため。【電気・水道業】

- ・医療系廃棄物等必ず焼却しなければならないものはリサイクル不可なので促進に有効ではない。【建設業】
- ・焼却処分に頼らざる（を得ない）ものが多いこと、処理業者が焼却処分場では有効でない。（木等）【建設業】
- ・焼却処理後の灰は有効利用している産廃業者に処理委託している。【製造業】
- ・リサイクルに回したくても可能なものが限られるため、課税の有無で影響は受けにくいのではないかと考える。【製造業】
- ・リサイクルできないものを焼却処分するため、有効とは思わない。【製造業】

(6) 納税方式が妥当でない理由 その他 1件

- ・弊社は処理業者なので特別徴収を行っているが、2.5%の手数料では合わない。申告納付方式に変更すべきである。【建設業】

VI 産業廃棄物税の収税使途について

その他 5件

- ・産業廃棄物の排出抑制・減量化のための施設整備への支援。【建設業】
- ・具体的・適正な事業支出は良いと思う。単なるバラマキにならないことを願います。再生利用を可能とする研究・開発・施設への支出等良いと思います。【建設業】
- ・不法投棄【建設業】
- ・新たな再生利用の開発推進【建設業】
- ・県外排出の多い廃棄物を県内処理できる施設の新設、リサイクル開発技術の補助【製造業】

VI 自由意見

その他 10件

- ・税金を徴収するのであれば、国や県がいかなる時に対応をする必要があると思います。例えば、処分先が倒産した時に、そこに放置された産廃を排出事業者に再度別の処分先へ搬出し処理をさせるのは如何なものかと思います。適正に処理ができない処分場については指導ではなく、すぐにでも営業停止を行うべきだと思います。何でも業者責任にするのは大変困ります。何のための税金なのかを考えて頂きたいと思います。【建設業】
- ・排出抑制及びリサイクルの促進が進む中で、更に、適正な処理体制が確保され、環境への緩和に繋がれば良い。【建設業】
- ・電子マニフェスト導入は出来ていません。【建設業】
- ・直接税と関係ないかもしれませんが、当社としては、数量管理を徹底し、残コンを少なくするよう努めています。【製造業】
- ・当社は建設業（舗装工、一般土木）が主業種でありますので、アスファルト塊、コンクリート塊がほぼ全量でありますので、最終処分するものは、殆どありませんが、適正処理の推進、排出抑制、再生利用の推進は、循環社会の形成に必要と考えております。産業廃棄物税を使用による啓発、広報活動を推進して頂きたいと思います。【建設業】

- 地球環境保全、関係者の意識向上の観点から考えて、有意義なシステムであると思います。【建設業】
- 産業廃棄物処分業者に対するセミナーをもっと広く伝えて、たくさんの人に参加してもらおうとよいと思います。誰もが分かるような説明をして納得できるような税率であったり、産業廃棄物税が何に使われているか詳しく知りたいと思います。【製造業】
- 産業廃棄物税は有効と考えます。今後も継続して下さい。【製造業】
- 産業廃棄物税に対して知識がなく、アンケートにもあまりお答えできなくて、わからないことばかりでした。【製造業】
- 再生利用の推進の普及啓発活動を進めたら良いと思います。【製造業】

事業者の皆様へ

『産業廃棄物税の導入に関する意識調査』御協力をお願い

県行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県を含む九州各県では、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現に資するため、平成16年に「産業廃棄物税条例」を制定し、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しています。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへ向けたインセンティブ（動機づけ）を与える役割のほか、税収を環境政策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組を一層促進していくためのものです。

本調査は、事業者の皆様には、産業廃棄物税の導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、税収を活用した使途事業に関する御意見等をお聞きするため実施するものです。

御多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、調査の趣旨に御理解を賜り、調査票の各設問の回答を直接記入の上、記入済みの調査票のみを同封の返信用封筒（返信用切手貼付済み）にて、平成31年2月15日（金）までに投函くださいますようお願い申し上げます。

設問の内容や回答方法等、御不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

なお、御記入いただきました回答につきましては、個々の回答内容の秘密を厳守するとともに、この調査を通じて当該条例施行後の状況等の把握と今後の政策の参考とする目的以外に利用することは決してありませんので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

平成31年1月

大 分 県

<お問い合わせ先>

大分県総務部

税務課課税班

T E L : 097-506-2384

又は

大分県生活環境部

循環社会推進課計画・調整班

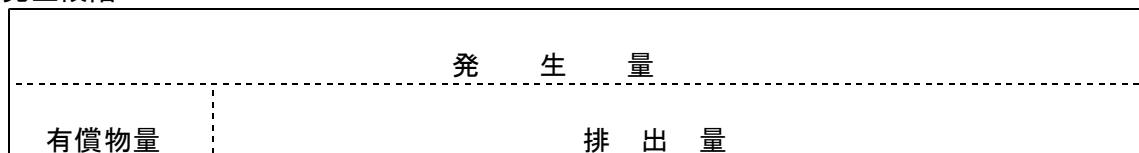
T E L : 097-506-3135

□ この調査票に関する産業廃棄物に係る用語の定義

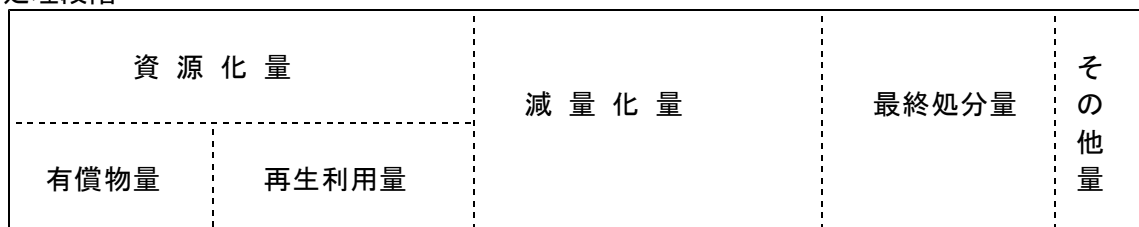
用語	定義
発生量	事業場内で発生した産業廃棄物量及び有償物量の総計
排出量	発生量から有償物量(*)を除いた量
* 有償物量	事業場内で発生し、中間処理されることなく他者に有償で売却された量
焼却処理量	直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理の量
中間処理量	発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中における処分(焼却処理を除く)
再生利用量	中間処理された後、自ら利用するか、他者に有償で売却された量
資源化量	有償物量及び再生利用量の総計
減量化量	焼却、脱水等の中間処理により減量化された量の総計
最終処分量	埋立処分及び海洋投入処分をされた量の総計

□ 産業廃棄物の発生量等の概念図

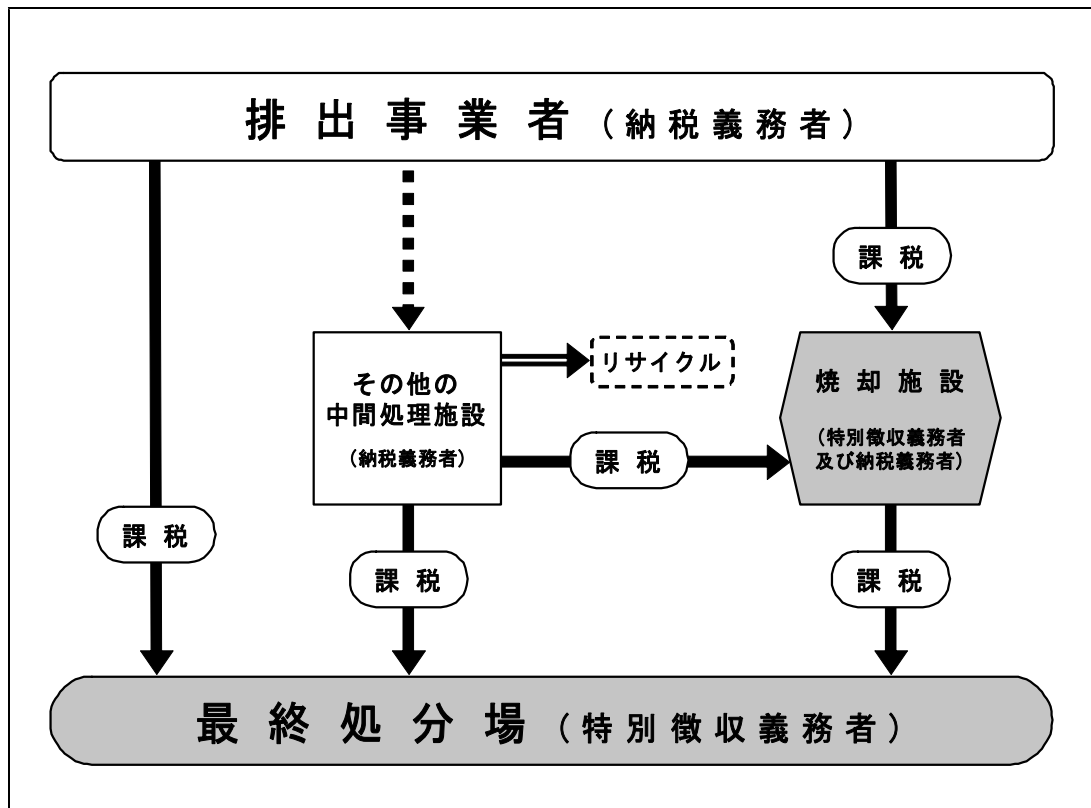
発生段階



処理段階



大分県産業廃棄物税の概要



税の概要

項目	内容										
1 納税義務者	・ 県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者										
2 課税客体	・ 県内の焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入										
3 課税標準	・ 県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量										
4 税率	1. 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円 2. 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円										
5 徴収方法	1. 焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収（申告納入） 2. 排出事業者及び中間処理業者による申告納付										
6 納入(付)期限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>徴収（申告）すべき期間</th> <th>申告納入（納付）期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月1日から 3月31日まで</td> <td>4月末日</td> </tr> <tr> <td>4月1日から 6月30日まで</td> <td>7月末日</td> </tr> <tr> <td>7月1日から 9月30日まで</td> <td>10月末日</td> </tr> <tr> <td>10月1日から12月31日まで</td> <td>翌年の1月末日</td> </tr> </tbody> </table>	徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限	1月1日から 3月31日まで	4月末日	4月1日から 6月30日まで	7月末日	7月1日から 9月30日まで	10月末日	10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日
徴収（申告）すべき期間	申告納入（納付）期限										
1月1日から 3月31日まで	4月末日										
4月1日から 6月30日まで	7月末日										
7月1日から 9月30日まで	10月末日										
10月1日から12月31日まで	翌年の1月末日										

産業廃棄物税の導入に関する意識調査票

この調査票に直接ご記入ください。記入済みの調査票のみを返信用封筒でご返送をお願いします。
はじめに、下記の事項についてご回答ください。

- (1) 貴社及び貴事業所の概要をご記入ください。
(資本金、従業員数については、当てはまる番号に○をつけてください。)

会社[団体]名 (本社名)			
資本金	1. 1千万円以下	2. 1千万円超～5千万円	
	3. 5千万円超～1億円	4. 1億円超～3億円	
	5. 3億円超		
従業員数 (派遣社員を含む。 パート・アルバイトを除く。)	1. 50人以下	2. 50人超～100人	
	3. 100人超～200人	4. 200人超～300人	
	5. 300人超～500人	6. 500人超～900人	
	7. 900人超～1,000人	8. 1,000人超	
事業所名			
事業所所在地	〒 (TEL)		
記入者の の所属	(部署名)	(役職)	記入者の 氏名

- (2) 貴事業所の業務内容（主な製品など）を簡単に記述してください。

I. 産業廃棄物処理の状況等について

- (1) 貴事業所では、平成26年度以前と平成27年度以降（産業廃棄物税条例見直し前後）とを比較した場合、産業廃棄物全体の量はどのように変化しましたか。

貴事業所の産業廃棄物全体の量について、発生量、排出量、焼却処理量、中間処理（焼却を除く選別、脱水、破碎、中和、乾燥等）量、再生利用量、最終処分量について、1から5までのあてはまる番号に一つだけ○をつけてください。

- | | | |
|---------|-----------------------|---------|
| 1. 年々増加 | 2. 年ごとに増減あるも、傾向としては増加 | 3. 変化なし |
| 4. 年々減少 | 5. 年ごとに増減あるも、傾向としては減少 | |

発生量					排出量					焼却処理量					中間処理量（焼却を除く）				
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
再生利用量					最終処分量					排出量について 「1」又は「2」に○ → 設問（2）へ 「4」又は「5」に○ → 設問（3）へ 「3」に○ → 設問Ⅱへ									
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5										

(2) 上記（1）で排出量の「1」又は「2」に○をつけられた方にお尋ねします。
増加した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

<増加の原因> _____

1. 事業規模の拡大又は売上げの増加 2. 製造工程等の変更による排出量の増加 3. 原材料等の変更による排出量の増加 4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの中止又は縮小 5. その他（ _____ ）

→ 設問Ⅱへ

(3) 上記（1）で排出量の「4」又は「5」に○をつけられた方にお尋ねします。
減少した原因として何が考えられますか。主な原因と思われる番号に一つだけ○をつけてください。

<減少の原因> _____

1. 事業規模の縮小又は売上げの減少 2. 製造工程等の変更による排出量の減少 3. 原材料等の変更による排出量の減少 4. 排出抑制（分別等）・リサイクルの取組みの開始又は強化 5. その他（ _____ ）

→ 設問Ⅱへ

Ⅱ. 産業廃棄物税の導入の事実について

本県では、平成17年4月から、排出事業者を納税義務者とし、県内の焼却施設及び埋立処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する産業廃棄物税を導入しているのをご存じですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

※ 大分県産業廃棄物税の概要については、別紙をご覧ください。

<産業廃棄物税の導入> _____

1. 十分知っている 2. ある程度は知っている 3. 名称は知っているが内容は知らない 4. 全く知らない

→ 設問Ⅲへ

Ⅲ. 産業廃棄物税の導入に伴う取組みの変化について

- (1) 現在の貴事業所での産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの取組みについてお尋ねします。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜現在の取組みの状況＞ _____

1. 排出抑制及びリサイクルの取組みをしている。	} → 設問 (2) (3) (4) へ
2. 排出抑制の取組みをしている。	
3. 再生利用の取組みをしている。	
4. 取り組んでいない。	→ 設問 (5) へ

以下の(2)から(4)までは、上記(1)で「1」～「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

- (2) 排出抑制・リサイクルの取組みを始めたのはいつ頃からですか。1から3までの当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜取組開始時期＞ _____

排出抑制の取組開始時期	リサイクルの取組開始時期
1. 平成16年度以前	1. 平成16年度以前
2. 平成17年度～平成26年度	2. 平成17年度～平成26年度
3. 平成27年度以降	3. 平成27年度以降

→ 設問 (3) へ

- (3) 排出抑制・リサイクルの取組みを開始し、又は強化した動機になったものは何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの動機＞ _____

1. 産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり 2. 産業廃棄物処理コストの削減 3. 建設リサイクル法をはじめ各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化 4. 環境意識の高まり 5. その他（具体的に） [_____]
--

→ 設問 (4) へ

- (4) 排出抑制・リサイクルの取組みとして具体的にはどのようなことをしていますか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。(複数回答可)

＜取組みの内容＞ _____

1. 製造工程の見直しや変更 2. 再使用の取組強化 3. 再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底
--

- 4. 焼却処理以外の中間処理への委託
- 5. その他（具体的に）

{

}

→ 設問（6）へ

(5) 上記（1）で「4」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由は何ですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。「7」に○をつけた方は具体的内容を記入してください。

（複数回答可）

＜取り組んでいない理由＞

- 1. 再資源化の技術等が確立されていない。
- 2. 再資源化の技術等は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない。
- 3. 再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない。
- 4. 焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い。
- 5. 排出量が少ない。
- 6. 消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない。
- 7. その他（具体的に）

{

}

→ 設問（6）へ

(6) 産業廃棄物税の導入により、貴事業所にどのような経営上の影響があったとお考えですか。当てはまる番号に全て○をつけてください。（複数回答可）

＜税導入の影響＞

- 1. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった。
- 2. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった。
- 3. 排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった。
- 4. 排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった。
- 5. 排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった。
- 6. 事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。
- 7. 産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった。
- 8. その他（具体的に）

{

}

→ 設問Ⅳへ

Ⅳ. 産業廃棄物税の制度について

(1) 産業廃棄物税は、県内の焼却施設又は最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて

課税されます。

このため、中間処理業者に処理を委託した場合、処理料金には、中間処理後の残さに対する課税相当額が転嫁（処理料金に上乗せ）されると想定しています。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

＜税の転嫁の有無＞	
1. 転嫁が行われている。	→ 設問（2）へ
2. 転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる。	→ 設問（2）へ
3. 転嫁が行われていない。	→ 設問（3）へ
4. わからない。	→ 設問（3）へ

(2) 上記（1）で「1」、「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

中間処理業者からの税の転嫁の状況について、残さの量に見合った的確な課税相当額（税額は焼却処理800円/トン、最終処分は1000円/トン）が転嫁されていると思いますか。

当てはまると思う番号に一つだけ○をつけてください。

＜税の転嫁の的確性＞	
1. 的確な課税相当額が転嫁されている。	
2. ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている。	
3. あまり的確な課税相当額の転嫁がされていない。	
4. 課税相当額の転嫁が全く的確でない。	
5. わからない。	

→ 設問（3）へ

(3) 産業廃棄物税の基本税率は、排出抑制、リサイクルへ促進可能な税率として、最終処分場への搬入に対し1,000円/トン（焼却施設への搬入に対しては、あらかじめ残さ相当分（20%）を控除した800円/トンとし、納税義務者の税負担の累積の回避と他地域の税制との調和を図っている。）と設定されていますが、この税率についてどうお考えですか。

当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。

＜税率の妥当性＞	
1. 排出抑制への促進にもリサイクルへの促進にも妥当な税率と思う。	→設問（5）へ
2. 排出抑制又はリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない。	→設問（4）へ
3. わからない。	→設問（5）へ

(4) 上記（3）で「2」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

妥当な税率と思えない理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は具体的な内容を記入してください。

＜妥当と思えない理由＞	
1. 税率が高い。	
2. （排出抑制やリサイクルの促進のためには）税率が低い。	
3. その他（具体的に）	
[]

→ 設問（5）へ

(5) 現在の産業廃棄物税の制度は、中間処理のうち、リサイクルへの前処理と考えられるもの（例えば選別・破碎・脱水等）は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却処理のみに課税する制度をとっています。

この制度について、リサイクルへの促進に有効であると思いますか。

当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜焼却への課税＞	
1. 有効であると思う。	2. わからない。
3. 有効であるとは思わない。	
理由 (具体的に)	

→ 設問(6)へ

(6) 産業廃棄物税は、現在、産業廃棄物の焼却処理業者及び最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を徴収し、県に申告納入するという特別徴収方式をとっています。

(ただし、自己処理は申告納付方式)

この納税方式についてどうお考えですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「3」に○をつけた場合は理由を具体的に記入してください。

＜納税方式＞	
1. 妥当な納税方式である。	2. わからない。
3. 現在の納税方式は妥当ではない。	
理由 (具体的に)	

→ 設問Vへ

V. 産業廃棄物税の広域的導入について

(1) 産業廃棄物を取り巻く課題は、一地域の局地的なものであるとともに産業廃棄物が県境を越えて移動している状況を踏まえると広域的な課題でもあります。九州各県間においては税制の導入による排出抑制とリサイクル促進という政策効果を確保するため、広域的な税制を導入する取組が重要と考え、九州各県で一斉に導入しました。

産業廃棄物税の一斉導入後に産業廃棄物に関して何か変化がありましたか。当てはまる番号に全て○をつけてください。(複数回答可)

＜税導入後の変化＞	
1. 産業廃棄物の排出抑制の取組みをした。	→ 設問VIへ
2. 産業廃棄物のリサイクルの取組みをした。	→ 設問VIへ
3. 産業廃棄物の搬入先を変えた。	→ 設問(2)へ
4. 何も変化はない。	→ 設問VIへ

以下の(2)及び(3)は、上記(1)で「3」に○をつけられた方のみにお尋ねします。

(2) 産業廃棄物を処理する場所を変更した理由は何ですか。当てはまる番号に一つだけ○をつけてください。「5」に○をつけた場合は具体的内容を記入してください。

＜変更理由＞

1. 産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした。
2. リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した。
3. 施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した。
4. 1及び2以外の理由で、より料金の安い施設があったため搬入先を変更した。
5. その他
(具体的に)

→ 設問(3)へ

(3) 産業廃棄物を処理する場所をどこに変更しましたか。当てはまる番号全てに○をつけてください。また、該当があれば、()内の番号にも○をつけてください。(複数回答可)

＜変更場所＞

1. 県内
(1 大分市 2 それ以外の地域)
2. 九州の他の県
(1 福岡県 2 佐賀県 3 長崎県 4 熊本県 5 宮崎県 6 鹿児島県 7 沖縄県)
3. 九州以外
(1 中国地方 2 近畿地方 3 四国地方 4 その他)

→ 設問VIへ

VI. 産業廃棄物税の税収用途について

産業廃棄物税は、条例の規定により、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てる」こととされており、具体的には、①排出抑制・再生利用の推進、②適正処理の推進、③基盤整備の推進、④啓発広報等の推進の4つを柱とする施策に充てています。

今後、産業廃棄物税の用途として、どのような施策を充実すべきだとお考えですか。

下記の大分県での用途の状況を参考にして、当てはまる番号に全て○をつけてください。

(複数回答可)

＜税収用途＞

1. 排出抑制・再生利用の推進
2. 適正処理の推進
3. 基盤整備の推進
4. 啓発広報等の推進
5. その他
(具体的に)

資料 2

全国の産業廃棄物税の導入状況

産業廃棄物に関する税制度は、令和元年6月1日現在、27道府県で導入されている。

道府県名	名称	導入時期	課税方式
北海道	循環資源利用促進税	平成 18 年 10 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
青森県	産業廃棄物税	平成 16 年 1 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
岩手県	産業廃棄物税	平成 16 年 1 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
宮城県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
秋田県	産業廃棄物税	平成 16 年 1 月 1 日	最終処分業者特別徴収
山形県	産業廃棄物税	平成 18 年 10 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
福島県	産業廃棄物税	平成 18 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
新潟県	産業廃棄物税	平成 16 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
愛知県	産業廃棄物税	平成 18 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
三重県	産業廃棄物税	平成 14 年 4 月 1 日	事業者申告納付
滋賀県	産業廃棄物税	平成 16 年 4 月 1 日	事業者申告納付
京都府	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
奈良県	産業廃棄物税	平成 16 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
鳥取県	産業廃棄物処分場税	平成 15 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収
島根県	産業廃棄物減量税	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
岡山県	産業廃棄物処理税	平成 15 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
広島県	産業廃棄物埋立税	平成 15 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付

道府県名	名称	導入時期	課税方式
山口県	産業廃棄物税	平成 16 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
愛媛県	資源循環促進税	平成 19 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
福岡県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
佐賀県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
長崎県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
熊本県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付
大分県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
宮崎県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
鹿児島県	産業廃棄物税	平成 17 年 4 月 1 日	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式 ※自社処分は申告納付
沖縄県	産業廃棄物税	平成 18 年 4 月 1 日	最終処分業者特別徴収 ※自社処分は申告納付

資料3

産業廃棄物税に関する検討会設置要綱

(設置)

第1条 大分県産業廃棄物税条例（平成16年大分県条例第38号。以下「条例」という。）に定める産業廃棄物税の導入効果等を検証し、条例規定の検討の必要性についてとりまとめるため、産業廃棄物税に関する検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 税導入による効果
- (2) 使途事業の実施状況
- (3) 今後の方向性
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、財政課、税務課、うつくし作戦推進課、循環社会推進課、工業振興課、地域農業振興課の課長をもって構成する。

- 2 検討会に座長及び副座長を置き、それぞれ互選により選出する。
- 3 座長は、検討会を招集し、主催する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第4条 検討会には、財政課予算第一班、税務課課税班、うつくし作戦推進課企画・温暖化対策班、うつくし作戦推進班、循環社会推進課資源化推進班、循環社会推進課計画・調整班、工業振興課管理・環境班、地域農業振興課普及・研究班の総括等をもって構成するワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、産業廃棄物税に係る上記の事項を検証するために必要な研究を行い、その結果を検討会に報告する。

(各県との調整等)

第5条 本会における検討について、九州各県及び関係機関との情報交換及び調整の必要が生じたときは、主として税務課、循環社会推進課が窓口となつて行う。

(事務局)

第6条 事務局は税務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

産業廃棄物税に関する検討会での検討状況

会議名	開催日	内 容
第1回検討会	令和元年5月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・税導入による効果について ・税活用事業の実施状況について ・産業廃棄物を取り巻く環境の変化について ・排出事業者への意識調査の実施結果について
第1回ワーキンググループ会議	令和元年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・税導入による効果について ・税活用事業の実施状況について ・産業廃棄物を取り巻く環境の変化について ・排出事業者への意識調査の実施結果について ・第1回検討会での意見について
第2回ワーキンググループ会議	令和元年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果報告書骨格案について ・税活用事業の今後の方向性について
第3回ワーキンググループ会議	令和元年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果報告書素案について
第2回検討会	令和元年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループでの検討結果について ・検討結果報告書案について
第3回検討会	令和元年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果報告書について ・条例改正案について